

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年9月19日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼代表取締役社長 中川 順子
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【電話番号】	03-3241-9511
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	野村世界業種別投資シリーズ（世界金融株投資） 野村世界業種別投資シリーズ（世界半導体株投資） 野村世界業種別投資シリーズ（世界資源株投資） 野村世界業種別投資シリーズ（世界ヘルスケア株投資） 野村世界業種別投資シリーズ（マネープール・ファンド）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	野村世界業種別投資シリーズ（世界金融株投資） 2兆円を上限とします。 野村世界業種別投資シリーズ（世界半導体株投資） 2兆円を上限とします。 野村世界業種別投資シリーズ（世界資源株投資） 2兆円を上限とします。 野村世界業種別投資シリーズ（世界ヘルスケア株投資） 2兆円を上限とします。 野村世界業種別投資シリーズ（マネープール・ファンド） 2兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

野村世界業種別投資シリーズ（世界金融株投資）

野村世界業種別投資シリーズ（世界半導体株投資）

野村世界業種別投資シリーズ（世界資源株投資）

野村世界業種別投資シリーズ（世界ヘルスケア株投資）

野村世界業種別投資シリーズ（マネープール・ファンド）

（「野村世界業種別投資シリーズ（世界金融株投資）」を「世界金融株投資」、「野村世界業種別投資シリーズ（世界半導体株投資）」を「世界半導体株投資」、「野村世界業種別投資シリーズ（世界資源株投資）」を「世界資源株投資」、「野村世界業種別投資シリーズ（世界ヘルスケア株投資）」を「世界ヘルスケア株投資」、「野村世界業種別投資シリーズ（マネープール・ファンド）」を「マネープール・ファンド」という場合があります。

なお、これらを総称して「野村世界業種別投資シリーズ」または「各ファンド」という場合、あるいは個別に「ファンド」という場合があります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当たり1円です。

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき2兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額[※]とします。

なお、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

（５）【申込手数料】

①取得申込日の翌営業日の基準価額に3.24%^{*}（税抜3.0%）以内[※]で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。なお、「マネープール・ファンド」へのスイッチングの場合は無手数料とします。

※2019年10月1日以降消費税率が10%となった場合は、3.3%となります。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

（６）【申込単位】

1万口以上1口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位

（購入コースには、分配金を受取る一般コースと、分配金が再投資される自動けいぞく投資コースがあります。原則、購入後に購入コースの変更はできません。）

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者が収益分配金を再投資する場合には1口単位とします。

（７）【申込期間】

2019年9月20日から2020年9月15日まで

※なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

（９）【払込期日】

取得申込日から起算して6営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、野村信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

①申込みの方法

受益権の取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。

お申込みの際には、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースをお申し出ください。（原則として、お買付け後のコース変更はできません。）

なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合や、買付単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（「マネープール・ファンド」は、スイッチング以外によるお買付はできません。）

②取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付けの取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込み（スイッチングのお申込みを含みます）の受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込み（スイッチングのお申込みを含みます）の受付けを取り消す場合があります。

③スイッチング

「野村世界業種別投資シリーズ」を構成する各ファンド間で乗換え（以下「スイッチング」といいます。）ができます。

スイッチングとは、「野村世界業種別投資シリーズ」を構成するファンドをご換金した場合の手取金をもって、そのご換金のお申込日の午後3時までに「野村世界業種別投資シリーズ」を構成する他のファンドの取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものをいいます。

スイッチングによる申込みは、1万口以上1口単位または1万円以上1円単位からできます。また、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者がスイッチングに際し、「野村世界業種別投資シリーズ」を構成するファンドの全額をご換金した場合の手取金の全額をもって「野村世界業種別投資シリーズ」を構成する他のファンドの取得申込みを行なう場合は、1口単位とします。

スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご注意ください。（詳しくは「第2部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。）

（販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。）

④申込不可日

各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）は、販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得、換金およびスイッチングの申込みができません。

○申込日当日が、ロンドンの銀行またはニューヨーク証券取引所の休場日と同日付の場合。

※申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

⑤振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

◆投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

◆「野村世界業種別投資シリーズ」は、5本（4本の業種別ファンドと「マネープール・ファンド」）のスイッチングの可能なファンドから構成されています。

＜4本の業種別ファンド＞

株式への投資により、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行ないます。

＜マネープール・ファンド＞

円建ての短期有価証券を実質的な投資対象[※]とし、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

※「マネープール・ファンド」は、「野村マネー マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

世界半導体株投資は、一般社団法人投資信託協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」に定められている「特化型運用」を行なうファンドに該当します。

世界半導体株投資が投資対象とする世界各国の半導体関連企業の株式市場には、寄与度（市場の時価総額に占める割合）が10%を超える、もしくはを超える可能性が高い銘柄（支配的な銘柄）が存在すると考えられます。

投資が支配的な銘柄に集中することが想定されますので、当該支配的な銘柄の発行体に経営破綻や経営・財務状況の悪化等が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は、各ファンドにつき6,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

＜商品分類＞

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

（野村世界業種別投資シリーズ（世界金融株投資））
 （野村世界業種別投資シリーズ（世界半導体株投資））
 （野村世界業種別投資シリーズ（世界資源株投資））
 （野村世界業種別投資シリーズ（世界ヘルスケア株投資））

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
---------	--------	-------------------

単 位 型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
		その他資産 ()
追 加 型	内 外	資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)	
一般			
大型株	年2回	日本	
中小型株	年4回	北米	あり ()
債券	年6回 (隔月)	欧州	
一般			
公債	年12回 (毎月)	アジア	
社債		オセアニア	
その他債券	日々	中南米	なし
クレジット属性 ()	その他 ()	アフリカ	
不動産投信		中近東 (中東)	
その他資産 ()		エマージング	
資産複合 ()			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

(野村世界業種別投資シリーズ（マネープール・ファンド））

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
		その他資産 ()
追 加 型	内 外	資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	
	年2回		
	年4回	日本	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	北米	ファミリーファンド
	年12回 (毎月)	欧州	
	日々	アジア	
不動産投信	その他 ()	オセアニア	
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		中南米	ファンド・オブ・ファンズ
		アフリカ	
資産複合 ()		中近東 (中東)	
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2013年2月21日現在）

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があ

るものをいう。

- (4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[特殊型]

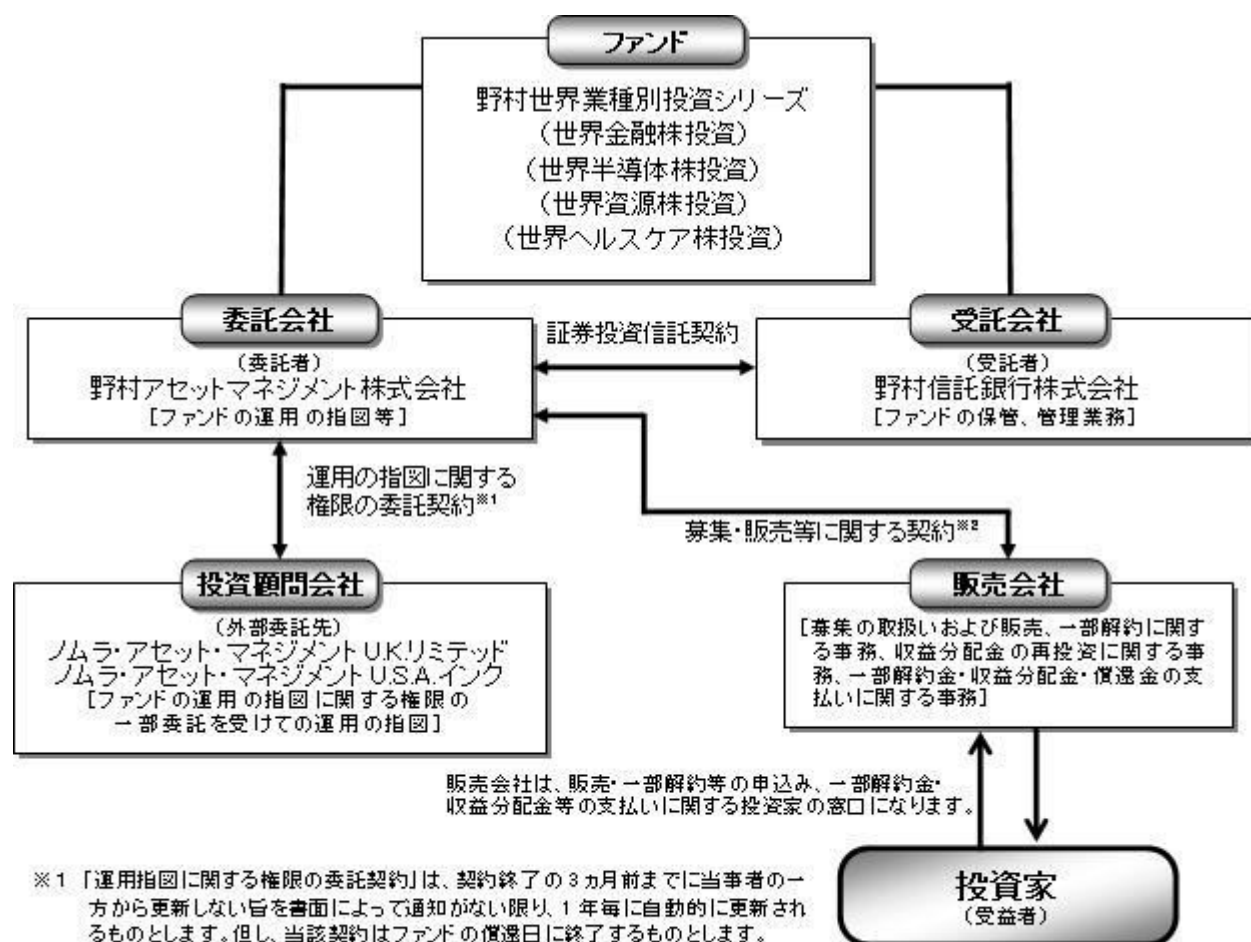
- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

2009年8月27日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

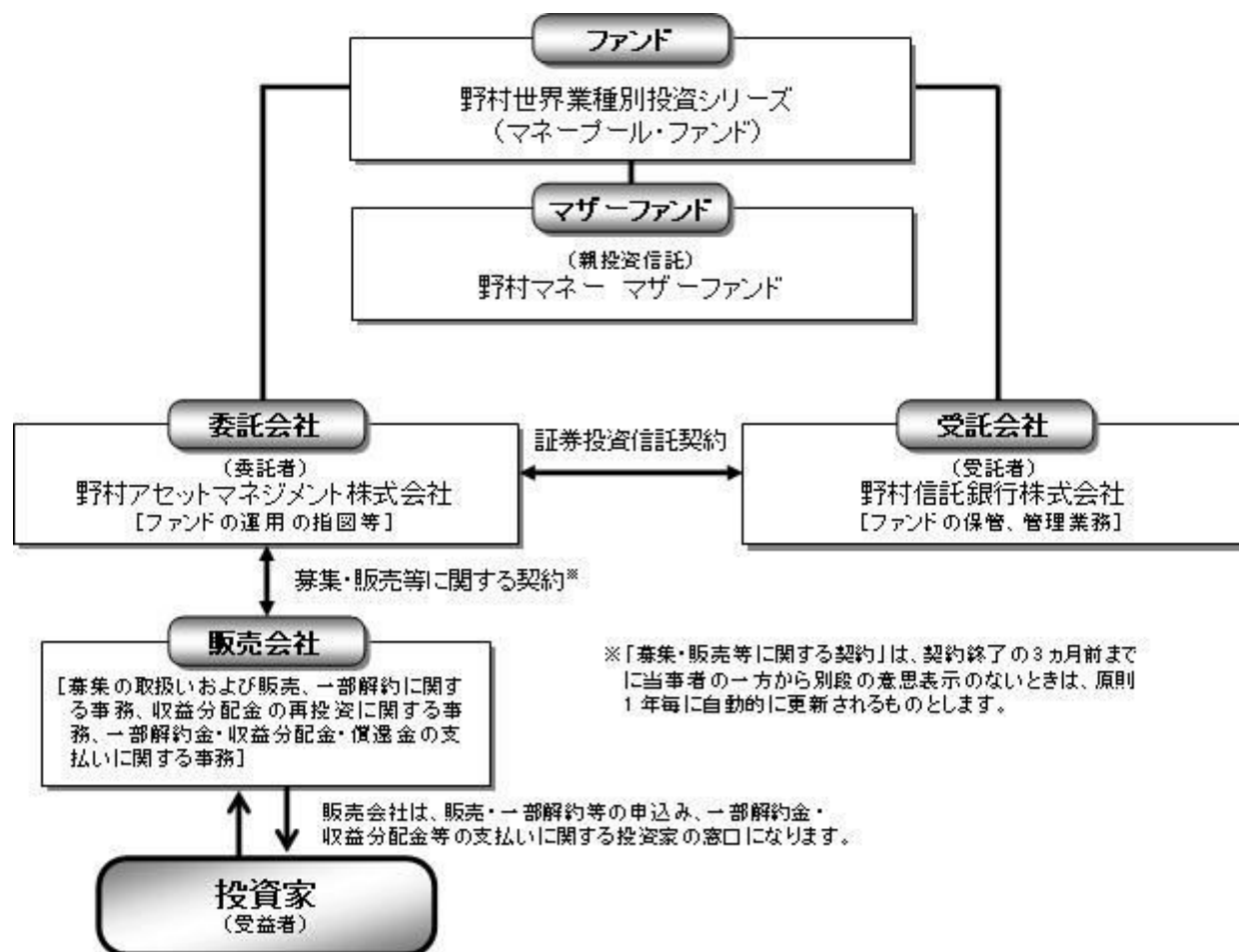
<各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）>



※1 「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

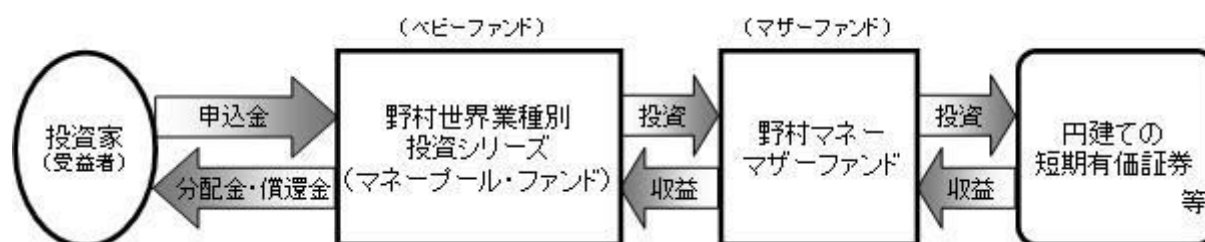
※2 「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

<マネープール・ファンド>



《ファミリーファンド方式について》

ファンドは「野村マネー マザーファンド」を親投資信託（マザーファンド）とするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。



※マザーファンドの運用の方針等については、「第1 ファンドの状況 2 投資方針（参考）マザーファンドの概要」をご参照ください。

※「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。

※ファンドは、マザーファンドのほかに、公社債等に直接投資する場合があります。

■委託会社の概況(2019年7月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月 1 日

野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月 1 日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村
アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月 1 日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

■各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）■

<世界金融株投資>

- ◆株式への投資にあたっては、世界各国の金融株を中心に、各国・地域のマクロ経済見通し等を考慮しつつ、利益構造、財務内容などの観点から個別銘柄のファンダメンタルズ分析を行ない、組入銘柄を決定します。

※ファンドは、日本を含む世界各国の金融株を主要投資対象としますが、日本において「証券業」を行なう上場会社の数が少ないこと、およびその中でも委託会社の親会社である「野村ホールディングス株式会社」が発行する普通株式の時価総額が相対的に大きいことを勘案して、「野村ホールディングス株式会社」が発行する普通株式の当ファンドにおける株式ポートフォリオ内の時価総額比率が、ベンチマークであるMSCI All Country World Financialsにおける当該会社株式が占める比率と原則として概ね同じ比率となるよう投資を行なうことを基本とします。

- ◆ファンドは、MSCI All Country World Financials（税引後配当込み・円換算ベース）[※]をベンチマークとします。

※MSCI All Country World Financials（税引後配当込み・円換算ベース）は、MSCI All Country World Financials（税引後配当込み・ドルベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

<世界半導体株投資>

- ◆株式への投資にあたっては、世界各国の半導体関連企業の株式を中心に、各国・地域のマクロ投資環境見通しを考慮しつつ、技術力、価格決定力、利益構造、財務内容などの観点からファンダメンタルズ分析を行ない、組入銘柄を決定します。

- ◆ファンドは、MSCI All Country World Semiconductors & Semiconductor Equipment（税引後配当込み・円換算ベース）[※]をベンチマークとします。

※MSCI All Country World Semiconductors & Semiconductor Equipment（税引後配当込み・円換算ベース）は、MSCI All Country World Semiconductors & Semiconductor Equipment（税引後配当込み・ドルベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

<世界資源株投資>

- ◆株式への投資にあたっては、世界各国の資源関連企業の株式を中心に、世界全体のマクロ経済見通し等を考慮しつつ、地理的・地質学的条件、生産コスト、価格決定力、利益構造、財務内容などの観点からファンダメンタルズ分析を行ない、組入銘柄を決定します。

- ◆ファンドは、MSCI All Country World Energy & Materials（税引後配当込み・円換算ベース）[※]を

ベンチマークとします。

※MSCI All Country World Energy & Materials（税引後配当込み・円換算ベース）は、MSCI All Country World Energy & Materials（税引後配当込み・ドルベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

<世界ヘルスケア株投資>

◆株式への投資にあたっては、世界各国のヘルスケア関連企業の株式を中心に、各国の医療制度・技術の進展動向等を考慮しつつ、成長性、利益構造、財務内容などの観点からファンダメンタルズ分析を行ない、組入銘柄を決定します。

◆ファンドは、MSCI All Country World Health Care（税引後配当込み・円換算ベース）※をベンチマークとします。

※MSCI All Country World Health Care（税引後配当込み・円換算ベース）は、MSCI All Country World Health Care（税引後配当込み・ドルベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

■MSCI指数の著作権等について■

MSCI All Country World Financials（税引後配当込み・ドルベース）、MSCI All Country World Semiconductors & Semiconductor Equipment（税引後配当込み・ドルベース）、MSCI All Country World Energy & Materials（税引後配当込み・ドルベース）、MSCI All Country World Health Care（税引後配当込み・ドルベース）は、MSCIが開発した指数で、同指数の著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

○株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。ただし、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げる場合があります。

○外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

○運用にあたっては、「ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド」および「ノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インク」に、運用の指図に関する権限の一部を委託します。

◆運用にあたっては、「ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド（NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED）」および「ノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インク（NOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.）」に、以下に関する権限の一部を委託します。

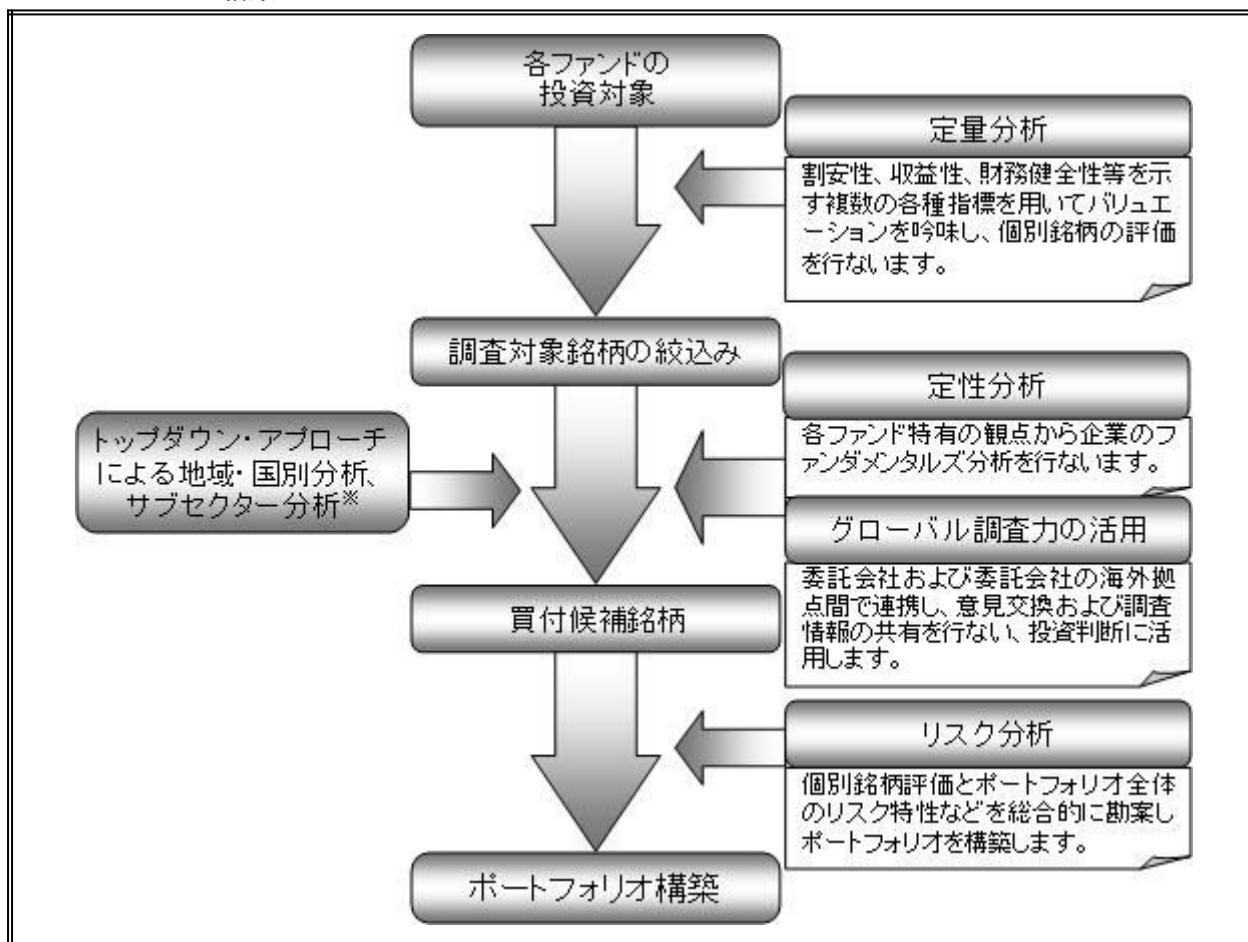
委託する範囲	株式等の運用	
委託先名称 （投資顧問会社）	NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED （ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド）	NOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC. （ノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インク）
委託先所在地	英国ロンドン市	米国ニューヨーク州ニューヨーク市
委託に係る費用	上記の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から支払うものとし、その報酬額は、信託財産の日々の平均純資産総額に、各々、次の率を乗じて得た額とします。	
	委託先	投資顧問会社が受ける報酬率
	ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド	年0.359%
	ノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インク	年0.036%

※運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

※運用にあたって、委託会社およびノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インクは、ノムラ・アセット・マネジメン

トU.K.リミテッドより、情報の提供およびアドバイスを受けます。

■ポートフォリオ構築プロセス■



※「トップダウン・アプローチによる地域・国別分析、サブセクター分析」については、各ファンドごとに下記の観点により行ないます。

世界金融株投資	世界半導体株投資	世界資源株投資	世界ヘルスケア株投資
各国・地域のマクロ経済見通し、金融政策見通し、各サブセクター ^{*1} を取り巻く規制環境、事業環境などを考慮します。	各種半導体製品、製造装置など分野別にみた需給見通しや半導体製品の最終的な需要先の事業環境に加え、各国・地域のマクロ投資環境、株式市場見通しなどを考慮します。	世界全体のマクロ経済見通し、新興国の需要見通し、商品市況動向、各サブセクター ^{*2} を取り巻く規制環境、事業環境などを考慮します。	各国の医療制度、医療技術の進展動向、各サブセクター ^{*3} を取り巻く規制環境、事業環境などを考慮します。
*1 商業銀行、各種金融サービス、資本市場（投資銀行等）、保険など	—	*2 石油・ガス・消耗燃料、化学、金属・鉱業など	*3 ヘルスケア機器・用品、医薬品、バイオテクノロジーなど

*上記のポートフォリオ構築プロセスは、今後変更となる場合があります。

■マネープール・ファンド■

<マネープール・ファンド>

「野村マネー マザーファンド」受益証券に投資を行ない、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行ないます。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

■各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）■

世界金融株投資	世界各国の金融株 ^{※1} を主要投資対象とします。なお、優先株等普通株以外の株式、または当該企業に出資をするために発行されるその他の有価証券に投資を行なう場合があります。
世界半導体株投資	世界各国の半導体関連企業の株式 ^{※2} を主要投資対象とします。
世界資源株投資	世界各国の資源関連企業の株式 ^{※3} を主要投資対象とします。
世界ヘルスケア株投資	世界各国のヘルスケア関連企業の株式 ^{※4} を主要投資対象とします。

※1 「世界金融株投資」において金融株とは、銀行、各種金融サービス、保険等の企業の株式を指します。

※2 「世界半導体株投資」において半導体関連企業の株式とは、半導体、半導体関連製品および半導体製造装置の製造・販売を行なっている企業の株式を指します。

※3 「世界資源株投資」において資源関連企業の株式とは、資源およびエネルギーの開発、加工、販売および関連するサービスなどを提供する企業の株式を指します。

※4 「世界ヘルスケア株投資」においてヘルスケア関連企業の株式とは、医薬品、バイオテクノロジーの研究、開発、製造に関連する企業や、医療用機器・器具等の製造、医療・介護サービスなどの提供を行なっている企業の株式を指します。

◆デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

■マネープール・ファンド■

円建ての短期有価証券を実質的な主要投資対象とします。

◆ファンドは、親投資信託である「野村マネー マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

なお、公社債等に直接投資する場合があります。

◆デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

◆投資対象について、詳しくは「(参考)マザーファンドの概要」をご覧ください。

<世界金融株投資>

①投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの⑤及び⑥」に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

- 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみたす資産

- ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号に掲げるものまたは本号イに掲げるものに該当しないもの

②有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者（委託者から委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券

に限ります。）

23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券、第12号の証券または証書のうち第5号の証券の性質を有するものならびに第13号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 当該ファンドの②有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記②に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記②第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記②第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記②各号以外のもの
10. 金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利であって、流動性のある前各号以外のもの

④その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引

<「世界半導体株投資」、「世界資源株投資」、「世界ヘルスケア株投資」に共通>

①投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの⑤及び⑥」に定めるものに限ります。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者（委託者から委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
20. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 当該ファンドの②有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引

<マネープール・ファンド>

①投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの④及び⑤」に定めるものに限ります。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社

債券については、転換社債型新株予約権付社債[※]に限ります。）

※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。

5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
7. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券
8. コマーシャル・ペーパー
9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る）
12. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第7号の証券または証書および第9号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第6号までの証券および第9号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

③金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 当該ファンドの②有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引

(参考)マザーファンドの概要

「野村マネー マザーファンド」

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1)投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

②資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

①株式への投資は行ないません。

②外貨建資産への投資は行ないません。

③有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

④スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

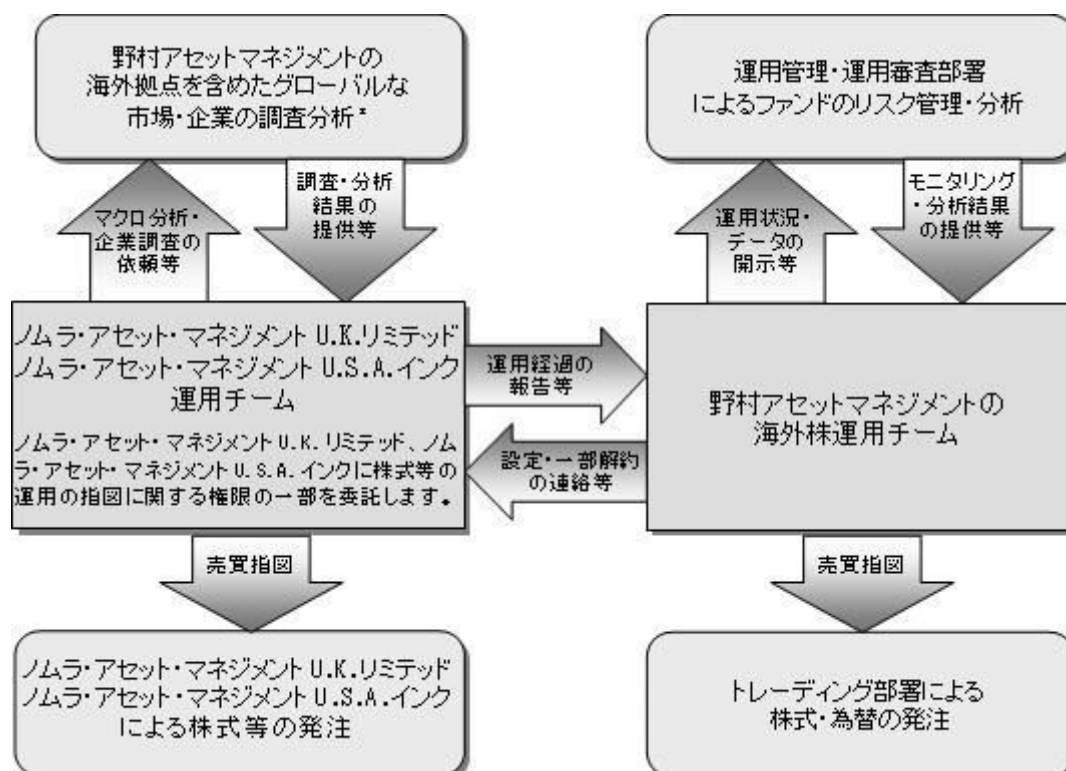
⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(3)【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。

<各ファンド（マネープール・ファンドを除く）>



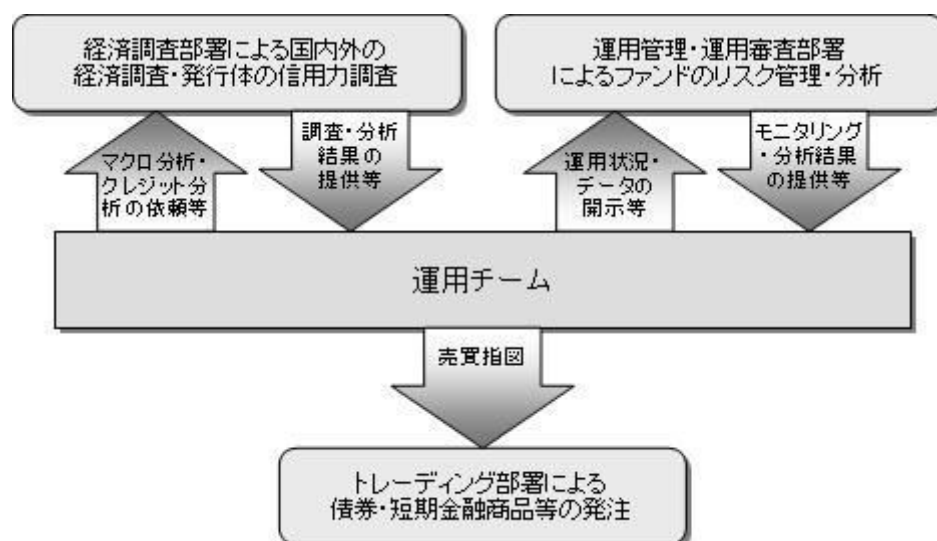
※運用にあたって、委託会社およびノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インクは、ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッドより、情報の提供およびアドバイスを受けます。

※一部の国の株式等の発注は委託会社により行なわれます。

※ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッドは、委託会社、ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド（NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED）およびノムラ・アセット・マネジメント・ホンコン・リミテッド（NOMURA ASSET MANAGEMENT HONG KONG LIMITED）より、アジアにおける銘柄の調査・分析結果の提供等を

受けます。

<マネープール・ファンド>

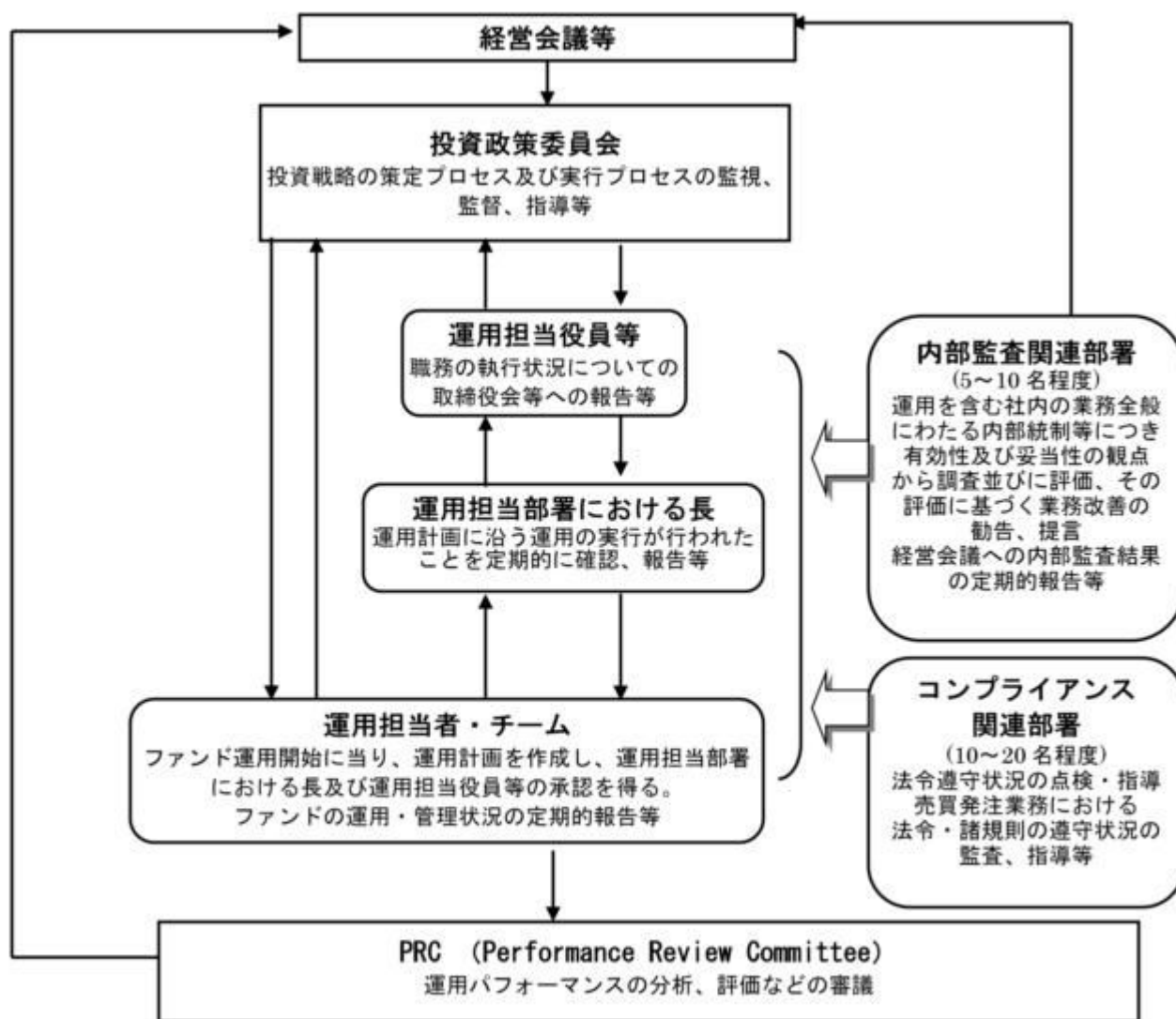


※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りで

す。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

①＜各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）＞

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

＜マネープール・ファンド＞

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、上記①の範囲内で基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

※配当等収益（「マネープール・ファンド」の場合は「利子・配当等収益」）とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

※売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として毎年6月28日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

◆分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

＜「世界金融株投資」、「世界資源株投資」、「世界ヘルスケア株投資」に共通＞

①株式への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

株式への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合（運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限）

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

⑤先物取引等の運用指図(約款第23条)

(i) 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに上記「(2) 投資対象 当該ファンドの③金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(ii) 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(iii) 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2) 投資対象 当該ファンドの③金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「（2）投資対象 当該ファンドの③金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑥スワップ取引の運用指図(約款第24条)

- (i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- (ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (iv) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- (v) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑦同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑧同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑩投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑪投資する株式等の範囲(約款第20条)

- (i) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (ii) 上記(i)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

⑫信用取引の指図範囲(約款第22条)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- (ii) 上記(i)の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑬有価証券の貸付の指図および範囲(約款第26条)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (ii) 上記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (iii) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑭特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第27条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑮外国為替予約取引の指図(約款第28条)

- (i) 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- (ii) 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑯資金の借入れ(約款第36条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑰一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

⑱同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の(i)の数が(ii)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(i) 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(ii) 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

<世界半導体株投資>

①株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

⑤先物取引等の運用指図(約款第23条)

(i) 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以

下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに上記「（2）投資対象 当該ファンドの③金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(ii) 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(iii) 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「（2）投資対象 当該ファンドの③金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「（2）投資対象 当該ファンドの③金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金

利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑥スワップ取引の運用指図(約款第24条)

- (i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- (ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (iv) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- (v) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑦同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以内とします。

⑧同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑩投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑪投資する株式等の範囲(約款第20条)

- (i) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得す

る株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- (ii) 上記(i)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

⑫信用取引の指図範囲(約款第22条)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- (ii) 上記(i)の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑬有価証券の貸付の指図および範囲(約款第26条)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (ii) 上記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (iii) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑭特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第27条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑮外国為替予約取引の指図(約款第28条)

- (i) 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- (ii) 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑯資金の借入れ(約款第36条)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を

通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ii)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(iii)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑰一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

⑱同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の(i)の数が(ii)の数を越えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(i)委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(ii)当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

<マネープール・ファンド>

①株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

②外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への投資は行ないません。

③デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

④先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第21条)

(i)委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象と

する有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記の「(2)投資対象 当該ファンドの③金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(ii) 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記の「(2)投資対象 当該ファンドの③金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記の「(2)投資対象 当該ファンドの③金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑤スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第22条)

- (i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- (ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (iv) 上記(iii)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産

に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(v) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(vi) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑧投資する株式の範囲(約款第19条)

(i) 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

(ii) 上記(i)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

⑨有価証券の貸付の指図および範囲(約款第24条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ii) 上記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(iii) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑩公社債の借入れ(約款第25条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(ii) 上記(i)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(iii) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ii)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(iv) 上記(i)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

⑪資金の借入れ(約款第31条)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- (ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ⑫ 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への投資は行ないません。
- ⑬ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
- (運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

3【投資リスク】

＜基準価額の変動要因＞

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

＜各ファンド（「マネーボール・ファンド」を除く）＞

【株価変動リスク】

ファンドは株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。また、ファンドは、特定の業種に絞った株式に投資を行ないますので、株式市場全体の動きと各ファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。また、より幅広い業種・銘柄に分散投資した場合と比べて基準価額が大きく変動する場合があります。

【為替変動リスク】

ファンドは、組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。

＜マネーボール・ファンド＞

【債券価格変動リスク】

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ◆ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ◆ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

◆各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）に関する留意点

- ・世界半導体株投資においては、投資対象とする業種内における銘柄数が少ないため、特定の銘柄の組入比率が高位となる投資を行なうことや、時価総額の小さい銘柄に投資を行なうことがあります。したがって、本来想定される投資価値とは乖離した水準で対象株式が取引され、基準価額が大きく変動する場合があります。
- ・世界半導体株投資の投資対象候補銘柄には、寄与度が高い銘柄、または寄与度が高くなる可能性のある銘柄が存在すると考えられます。そのため、当ファンドは信用リスクを適正に管理する目的で一般社団法人投資信託協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」における「特化型運用」を行なうファンドに該当します。当該制限に従って「特化型運用」を行なうにあたり、特定の発行体が発行する銘柄に集中して投資することがありますので、個別の投資対象銘柄の発行体の経営破綻や経営・財務状況の悪化等による影響を大きく受ける可能性があります。
- ・ベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。

◆マネープール・ファンドに関する留意点

- ・投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ・マイナス利回りの資産への投資等を通じてファンド全体の損益がマイナスとなった場合は、ファンドの基準価額が下落することが想定されますのでご留意ください。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

リスク管理関連の委員会

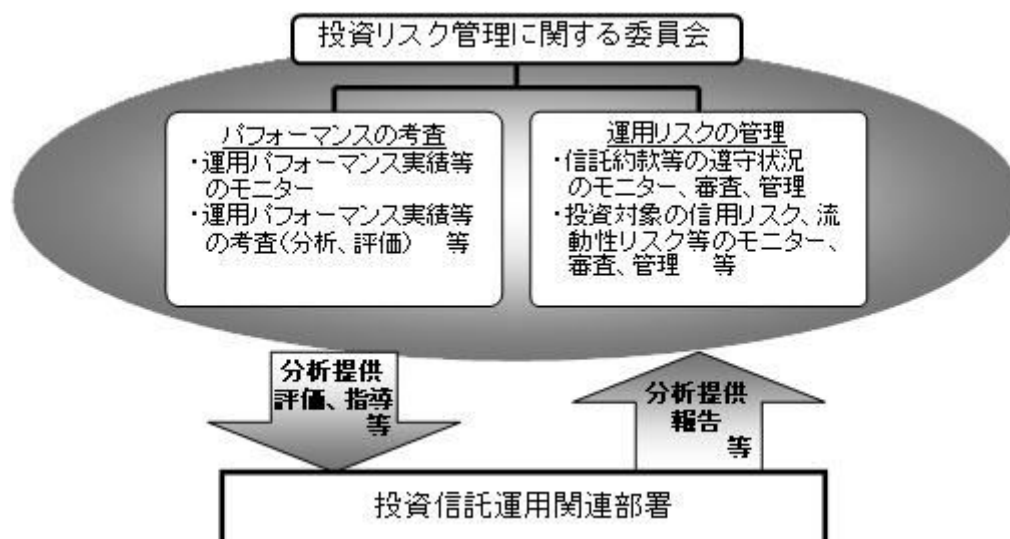
◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図



※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

■ リスクの定量的比較（2014年8月末～2019年7月末：月次）

■ 世界金融株投資

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	46.1	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値 (%)	△ 32.3	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	6.5	9.3	10.6	6.9	2.0	2.7	1.4

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年8月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	46.1	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値 (%)	△ 32.3	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	6.5	9.3	10.6	6.9	2.0	2.7	1.4

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

■ 世界半導体株投資

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	56.5	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値 (%)	△ 19.6	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	18.5	9.3	10.6	6.9	2.0	2.7	1.4

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年8月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	56.5	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値 (%)	△ 19.6	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	18.5	9.3	10.6	6.9	2.0	2.7	1.4

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

世界資源株投資

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年8月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	24.2	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値 (%)	△ 27.1	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	0.9	9.3	10.6	6.9	2.0	2.7	1.4

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

世界ヘルスケア株投資

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年8月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	44.3	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値 (%)	△ 21.4	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	9.9	9.3	10.6	6.9	2.0	2.7	1.4

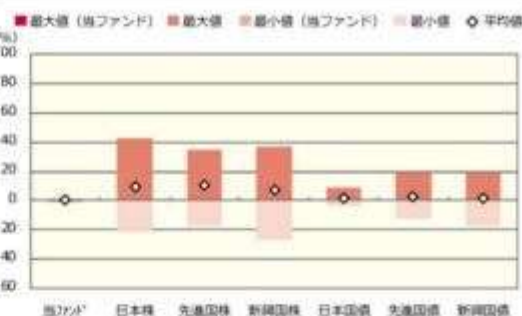
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

マネーボール・ファンド

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	0.1	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値 (%)	△0.0	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値 (%)	0.0	9.3	10.6	6.9	2.0	2.7	1.4

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年8月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI 国債
- 先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）
- 新興国債：JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、株式会社東京証券取引所（東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所に所有しています。なお、本商品は、東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）・・・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。
- JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や価格を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスは法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPM やその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または買主になっている可能性もあります。
- 米国の JP Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に関連させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または承認を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
- JPMSLLC は NASD、NYSE、SIPC の会員です。JPMorgan は JP Morgan Chase Bank, NA、JPSE、JP Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

- ①取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.24%^{*}（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率）（税抜3.0%）以内^{*}で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。
- なお、「マネープール・ファンド」へのスイッチングの場合は無手数料とします。
- ※2019年10月1日以降消費税率が10%となった場合は、3.3%となります。
- ※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。
- ②収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

＜各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）＞

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年10,000分の162^{*}（税抜年10,000分の150）の率を乗じて得た額とし、信託報酬の配分については、信託財産の純資産総額の残高に応じて次の通り（税抜）とします。

＜信託財産の純資産総額＞	＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
500億円以下の部分	年10,000分の71.5	年10,000分の71.5	年10,000分の7
500億円超1,000億円以下の部分	年10,000分の72.5	年10,000分の71.5	年10,000分の6
1,000億円超の部分	年10,000分の73.5	年10,000分の71.5	年10,000分の5

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

※2019年10月1日以降消費税率が10%となった場合は、年10,000分の165となります。

◆投資顧問会社が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、毎年6月および12月ならびに当該投資信託の信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、信託財産の日々の平均純資産総額に、各々、次の率を乗じて得た額とします。

委託先	投資顧問会社が受ける報酬率
ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド (NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED)	年10,000分の35.9
ノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インク (NOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.)	年10,000分の3.6

＜マネープール・ファンド＞

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に次に掲げる率（「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。

また、信託報酬およびその配分については、「コールレート」に応じて次の通り（税抜）とします。

＜コールレート＞	信託報酬率	＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
----------	-------	--------	--------	--------

0.4%未満	年10,000分の16.2 ^{※1} (税抜年10,000分の15)以内	年10,000分の6.5以内	年10,000分の7.0以内	年10,000分の1.5以内
0.4%以上 0.65%未満	年10,000分の32.4 ^{※2} (税抜年10,000分の30)	年10,000分の13	年10,000分の14	年10,000分の3
0.65%以上	年10,000分の59.4 ^{※3} (税抜年10,000分の55)	年10,000分の22	年10,000分の28	年10,000分の5

＊ 前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの日々の信託報酬率は、当該各月の前月最終5営業日間の当該信託の日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートの最低レート（以下「コールレート」といいます。）に応じた上記の率とします。なお、月中において、日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートが信託報酬率を下回った場合には、その翌日以降の信託報酬率はそのコール・ローンのオーバーナイト物レートをコールレートとし、上記の率として見直す場合があります。

信託報酬の総額は、ファンドの純資産総額に上記の信託報酬率を乗じて得た額とします。

また、信託報酬およびその配分については、「コールレート」に応じて上記（税抜）の通りとします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

＊ 2019年9月19日現在の信託報酬率は年0.001188%^{※4}（税抜年0.0011%）となっております。

＊ 2019年10月1日以降消費税率が10%となった場合は、※1が年10,000分の16.5、※2が年10,000分の33、※3が年10,000分の60.5、※4が年0.00121%となります。

《支払先の役務の内容》

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

（４）【その他の手数料等】

◆ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

◆ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

◆ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。（「マネープール・ファンド」を除く）

◆ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用はファンドから支払われます。（マネープール・ファンド）

◆監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

◆ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額[※]をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。（「マネープール・ファンド」を除く）

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

※これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

＜収益分配金に対する課税＞

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

＜換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税＞

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
・特定公社債 ^(注1) の利子 ・公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益分配金

(注1) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収[※]が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

〔個人の投資家の場合〕

換金（解約）時および償還時の差益[※]については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

〔法人の投資家の場合〕

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

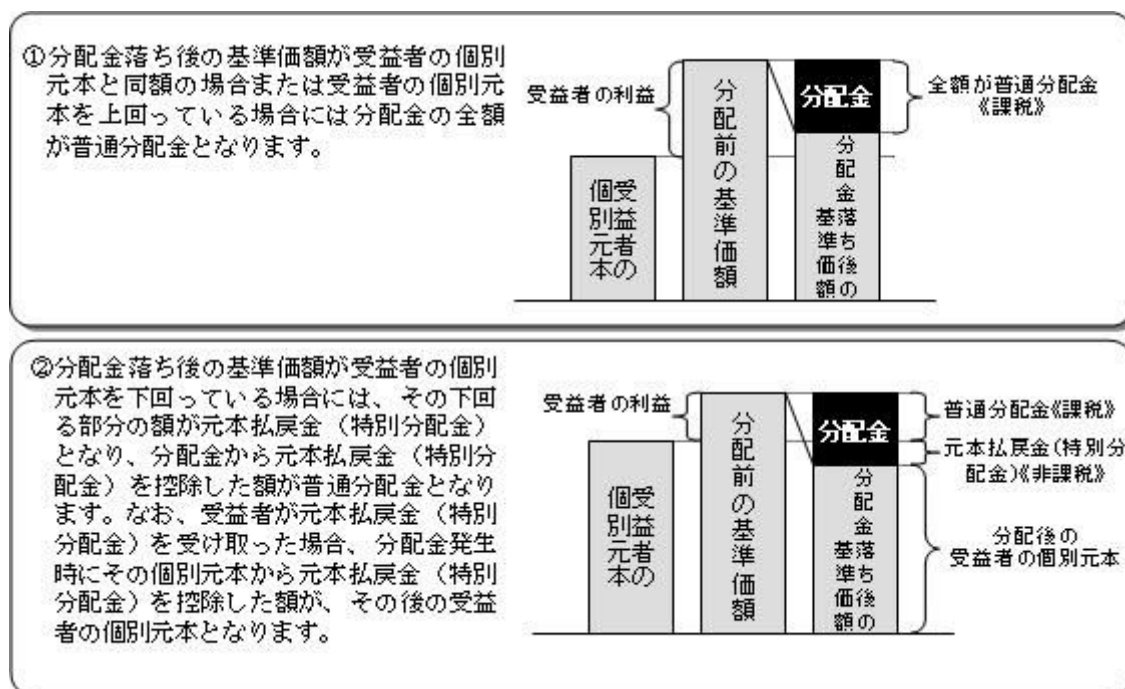
■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※2020年1月1日以降の分配時において、外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2019年7月末現在）が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は2019年7月31日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

野村世界業種別投資シリーズ（世界金融株投資）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	188,258,200	4.42
	アメリカ	1,944,670,669	45.70
	カナダ	342,919,392	8.05
	ブラジル	62,475,336	1.46
	ドイツ	136,174,368	3.20
	イタリア	21,742,851	0.51
	フランス	154,441,652	3.62
	オランダ	80,808,672	1.89
	スペイン	71,150,479	1.67
	オーストリア	22,338,516	0.52
	イギリス	199,793,545	4.69
	スイス	116,092,009	2.72
	スウェーデン	26,177,885	0.61
	オーストラリア	148,477,541	3.48
	香港	387,877,763	9.11
	シンガポール	91,332,486	2.14
	インドネシア	37,906,713	0.89
	韓国	50,171,556	1.17
	台湾	45,979,500	1.08
	インド	66,462,735	1.56
	南アフリカ	28,167,739	0.66
	小計	4,223,419,607	99.25
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	31,623,981	0.74
合計（純資産総額）		4,255,043,588	100.00

野村世界業種別投資シリーズ（世界半導体株投資）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
-------	------	---------	---------

株式	日本	117,778,500	1.13
	アメリカ	7,321,335,638	70.61
	ドイツ	244,680,589	2.35
	フランス	18,790,080	0.18
	オランダ	721,443,464	6.95
	韓国	132,661,828	1.27
	台湾	1,676,457,390	16.16
	小計	10,233,147,489	98.69
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	134,880,381	1.30
合計（純資産総額）		10,368,027,870	100.00

野村世界業種別投資シリーズ（世界資源株投資）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	51,185,710	6.72
	アメリカ	291,951,256	38.35
	カナダ	94,889,810	12.46
	ドイツ	23,031,568	3.02
	イタリア	40,126,183	5.27
	フランス	12,259,774	1.61
	ベルギー	10,111,869	1.32
	アイルランド	21,219,763	2.78
	イギリス	109,531,096	14.39
	ノルウェー	3,678,576	0.48
	オーストラリア	43,980,477	5.77
	香港	9,658,619	1.26
	韓国	9,286,075	1.22
	南アフリカ	6,805,142	0.89
	小計	727,715,918	95.60
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	33,435,240	4.39
合計（純資産総額）		761,151,158	100.00

野村世界業種別投資シリーズ（世界ヘルスケア株投資）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	42,009,250	2.92
	アメリカ	1,074,826,720	74.76
	ドイツ	40,165,208	2.79
	フランス	32,149,986	2.23
	イギリス	54,266,386	3.77

	スイス	125,245,253	8.71
	デンマーク	53,105,552	3.69
	小計	1,421,768,355	98.89
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	15,881,250	1.10
合計（純資産総額）		1,437,649,605	100.00

野村世界業種別投資シリーズ（マネープール・ファンド）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	10,874,914	99.79
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	21,812	0.20
合計（純資産総額）		10,896,726	100.00

（参考）野村マネー マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
地方債証券	日本	1,158,589,383	13.72
特殊債券	日本	1,111,133,895	13.16
社債券	日本	2,606,420,611	30.88
コマーシャルペーパー	日本	599,993,324	7.10
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	2,962,820,270	35.10
合計（純資産総額）		8,438,957,483	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

野村世界業種別投資シリーズ（世界金融株投資）

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	22,889	11,824.37	270,648,179	12,557.69	287,433,140	6.75
2	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	65,781	3,064.73	201,601,294	3,355.88	220,753,774	5.18
3	アメリカ	株式	WELLS FARGO CO	銀行	36,819	5,028.94	185,160,748	5,274.47	194,200,785	4.56
4	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	各種金融 サービス	7,500	23,019.62	172,647,212	22,576.47	169,323,588	3.97
5	アメリカ	株式	CITIGROUP	銀行	20,446	7,403.81	151,378,422	7,790.57	159,286,084	3.74
6	カナダ	株式	TORONTO DOMINION BANK	銀行	21,044	6,292.84	132,426,534	6,373.85	134,131,447	3.15
7	香港	株式	AIA GROUP LTD	保険	112,800	1,169.53	131,923,886	1,146.61	129,338,679	3.03
8	ドイツ	株式	ALLIANZ SE-REG	保険	4,658	25,528.67	118,912,561	25,328.70	117,981,131	2.77
9	香港	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	74,500	1,306.35	97,323,410	1,321.63	98,461,696	2.31

10	シンガポール	株式	DBS GROUP HLDGS	銀行	43,500	2,047.28	89,056,931	2,099.59	91,332,486	2.14
11	アメリカ	株式	MARSH & MCLENNAN COS	保険	8,200	10,791.21	88,487,932	10,912.88	89,485,682	2.10
12	イギリス	株式	PRUDENTIAL PLC	保険	36,388	2,236.89	81,396,008	2,243.48	81,636,114	1.91
13	オランダ	株式	ING GROEP NV	銀行	66,137	1,233.71	81,594,157	1,221.83	80,808,672	1.89
14	オーストラリア	株式	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	銀行	12,931	6,190.96	80,055,433	6,220.80	80,441,242	1.89
15	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	20,700	3,806.00	78,784,200	3,807.00	78,804,900	1.85
16	カナダ	株式	NATIONAL BANK OF CANADA	銀行	14,600	5,078.41	74,144,904	5,277.65	77,053,731	1.81
17	アメリカ	株式	BLACKROCK INC	資本市場	1,400	50,461.10	70,645,550	51,974.46	72,764,247	1.71
18	フランス	株式	AXA	保険	24,765	2,787.36	69,029,218	2,787.36	69,029,218	1.62
19	オーストラリア	株式	WESTPAC BANKING CORP	銀行	31,453	2,098.96	66,018,671	2,163.11	68,036,299	1.59
20	インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	貯蓄・抵当・不動産金融	19,650	3,490.76	68,593,542	3,382.32	66,462,735	1.56
21	カナダ	株式	ROYAL BANK OF CANADA	銀行	7,658	8,553.03	65,499,166	8,610.08	65,935,996	1.54
22	アメリカ	株式	AMERICAN INTL GROUP	保険	10,600	5,763.35	61,091,531	6,118.60	64,857,211	1.52
23	香港	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	752,000	92.78	69,774,470	85.42	64,238,472	1.50
24	アメリカ	株式	CHUBB LTD	保険	3,800	15,987.46	60,752,357	16,655.59	63,291,274	1.48
25	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	120,300	512.00	61,593,600	524.20	63,061,260	1.48
26	ブラジル	株式	BANCO BRADESCO SA - PREF	銀行	61,600	1,085.83	66,887,436	1,014.21	62,475,336	1.46
27	アメリカ	株式	TRAVELERS COS INC/THE	保険	3,889	16,209.08	63,037,143	16,037.43	62,369,592	1.46
28	アメリカ	株式	BB&T CORPORATION	銀行	10,600	5,234.27	55,483,317	5,583.00	59,179,902	1.39
29	スイス	株式	UBS GROUP AG	資本市場	46,668	1,269.57	59,248,578	1,224.58	57,149,017	1.34
30	アメリカ	株式	CME GROUP INC	資本市場	2,600	21,065.29	54,769,770	21,435.75	55,732,972	1.30

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	銀行業	3.33
		証券、商品先物取引業	0.16
		保険業	0.92
	国外	銀行	53.11
		各種金融サービス	3.97
		保険	26.28
		貯蓄・抵当・不動産金融	1.56
		消費者金融	0.94
		資本市場	8.94
合 計			99.25

野村世界業種別投資シリーズ（世界半導体株投資）

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	295,545	5,162.57	1,525,772,578	5,616.68	1,659,984,055	16.01
2	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製造装置	1,692,000	843.39	1,427,024,340	910.00	1,539,720,000	14.85
3	アメリカ	株式	TEXAS INSTRUMENTS INC	半導体・半導体製造装置	72,353	12,597.89	911,495,454	13,964.58	1,010,379,662	9.74
4	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	30,323	31,102.54	943,122,490	32,544.19	986,837,728	9.51
5	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	44,700	17,755.03	793,650,073	19,060.88	852,021,693	8.21
6	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	29,039	21,859.04	634,764,671	24,843.94	721,443,464	6.95
7	アメリカ	株式	QUALCOMM INC	半導体・半導体製造装置	62,300	8,218.61	512,019,776	8,127.35	506,334,428	4.88
8	アメリカ	株式	ANALOG DEVICES INC	半導体・半導体製造装置	31,882	12,274.14	391,324,361	13,141.09	418,964,372	4.04
9	アメリカ	株式	APPLIED MATERIALS	半導体・半導体製造装置	66,977	4,861.63	325,618,062	5,511.30	369,130,822	3.56
10	アメリカ	株式	MICRON TECHNOLOGY	半導体・半導体製造装置	60,177	4,416.21	265,754,631	5,156.05	310,275,886	2.99
11	アメリカ	株式	NXP SEMICONDUCTORS NV	半導体・半導体製造装置	26,400	10,780.34	284,601,166	11,493.02	303,415,876	2.92
12	ドイツ	株式	INFINEON TECHNOLOGIES AG	半導体・半導体製造装置	118,666	1,855.41	220,175,140	2,061.92	244,680,589	2.35
13	アメリカ	株式	MICROCHIP TECHNOLOGY	半導体・半導体製造装置	20,500	9,491.87	194,583,475	10,536.99	216,008,369	2.08
14	アメリカ	株式	XILINX INC	半導体・半導体製造装置	16,599	12,849.93	213,296,141	12,983.56	215,514,219	2.07
15	アメリカ	株式	LAM RESEARCH	半導体・半導体製造装置	8,291	20,243.97	167,842,818	22,957.80	190,343,159	1.83
16	アメリカ	株式	KLA CORP	半導体・半導体製造装置	9,800	12,808.65	125,524,829	15,209.60	149,054,080	1.43
17	台湾	株式	ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LTD	半導体・半導体製造装置	560,514	220.42	123,554,101	243.94	136,737,390	1.31
18	アメリカ	株式	MAXIM INTEGRATED PRODUCTS	半導体・半導体製造装置	19,100	6,541.21	124,937,195	6,967.08	133,071,289	1.28
19	韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	18,276	6,444.96	117,788,234	7,258.79	132,661,828	1.27
20	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	6,300	15,218.58	95,877,054	18,695.00	117,778,500	1.13
21	フランス	株式	STMICROELECTRONICS NV	半導体・半導体製造装置	9,287	1,865.11	17,321,314	2,023.26	18,790,080	0.18

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
----	-------	----	---------

株式	国内	電気機器	1.13
	国外	半導体・半導体製造装置	97.56
合 計			98.69

野村世界業種別投資シリーズ（世界資源株投資）

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	石油・ガス・消耗 燃料	7,543	8,237.08	62,132,331	8,186.02	61,747,179	8.11
2	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	石油・ガス・消耗 燃料	3,950	13,374.67	52,829,947	13,508.29	53,357,775	7.01
3	イギリス	株式	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	石油・ガス・消耗 燃料	10,605	3,408.12	36,143,167	3,447.05	36,556,033	4.80
4	イギリス	株式	BP PLC	石油・ガス・消耗 燃料	48,257	726.75	35,071,198	716.86	34,593,563	4.54
5	オーストラ リア	株式	BHP GROUP LIMITED	金属・鉱業	9,378	3,129.05	29,344,235	3,045.50	28,560,790	3.75
6	イギリス	株式	RIO TINTO PLC-REG	金属・鉱業	4,105	6,372.17	26,157,763	6,240.20	25,616,026	3.36
7	アメリカ	株式	CONOCOPHILLIPS	石油・ガス・消耗 燃料	3,900	6,656.37	25,959,854	6,465.16	25,214,149	3.31
8	カナダ	株式	TC ENERGY CORP	石油・ガス・消耗 燃料	4,700	5,312.37	24,968,158	5,342.13	25,108,036	3.29
9	アメリカ	株式	DUPONT DE NEMOURS INC	化学	3,029	8,020.89	24,295,279	7,974.17	24,153,779	3.17
10	カナダ	株式	SUNCOR ENERGY INC	石油・ガス・消耗 燃料	7,421	3,367.14	24,987,614	3,165.43	23,490,688	3.08
11	イタリア	株式	ENI SPA	石油・ガス・消耗 燃料	13,513	1,753.13	23,690,106	1,708.05	23,080,905	3.03
12	アメリカ	株式	EOG RESOURCES INC	石油・ガス・消耗 燃料	2,380	10,006.83	23,816,256	9,349.55	22,251,949	2.92
13	ドイツ	株式	BASF SE	化学	2,800	7,644.66	21,405,062	7,324.72	20,509,226	2.69
14	カナダ	株式	ENBRIDGE INC	石油・ガス・消耗 燃料	5,300	3,850.76	20,409,073	3,621.77	19,195,395	2.52
15	アイルラ ンド	株式	LINDE PLC	化学	828	21,202.19	17,555,414	21,371.85	17,695,897	2.32
16	イタリア	株式	SNAM SPA	石油・ガス・消耗 燃料	31,635	540.74	17,106,620	538.81	17,045,278	2.23
17	アメリカ	株式	PHILLIPS 66	石油・ガス・消耗 燃料	1,500	9,967.72	14,951,580	11,256.19	16,884,286	2.21
18	アメリカ	株式	ALBEMARLE CORP	化学	2,000	7,552.65	15,105,306	7,995.90	15,991,808	2.10
19	アメリカ	株式	MARATHON PETROLEUM CORP	石油・ガス・消耗 燃料	2,400	5,906.75	14,176,216	6,197.91	14,874,989	1.95
20	日本	株式	信越化学工業	化学	1,300	10,035.00	13,045,500	11,155.00	14,501,500	1.90
21	フランス	株式	AIR LIQUIDE	化学	808	14,754.88	11,921,945	15,172.98	12,259,774	1.61
22	カナダ	株式	CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD	石油・ガス・消耗 燃料	4,440	2,906.67	12,905,647	2,729.76	12,120,150	1.59

23	日本	株式	J X T Gホールディングス	石油・石炭製品	23,400	535.66	12,534,614	514.70	12,043,980	1.58
24	アメリカ	株式	HALLIBURTON CO	エネルギー設備・サービス	4,650	2,469.38	11,482,650	2,520.44	11,720,083	1.53
25	アメリカ	株式	NUCOR CORP	金属・鉱業	1,753	5,928.48	10,392,634	6,111.00	10,712,583	1.40
26	ベルギー	株式	UMICORE	化学	3,203	3,435.96	11,005,390	3,156.99	10,111,869	1.32
27	オーストラリア	株式	AMCOR PLC-CDI	容器・包装	8,394	1,227.00	10,299,484	1,175.53	9,867,469	1.29
28	カナダ	株式	BARRICK GOLD	金属・鉱業	5,254	1,702.17	8,943,229	1,850.15	9,720,712	1.27
29	アメリカ	株式	CORTEVA INC	化学	3,029	3,212.48	9,730,616	3,164.68	9,585,825	1.25
30	韓国	株式	S-OIL CORPORATION	石油・ガス・消耗燃料	1,083	7,728.00	8,369,424	8,574.39	9,286,075	1.22

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	化学	3.72
		石油・石炭製品	1.58
		ガラス・土石製品	0.80
		鉄鋼	0.60
	国外	エネルギー設備・サービス	2.94
		石油・ガス・消耗燃料	54.45
		化学	17.45
		建設資材	0.84
		容器・包装	1.29
		金属・鉱業	11.88
合 計			95.60

野村世界業種別投資シリーズ（世界ヘルスケア株投資）

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	8,211	15,289.32	125,540,609	14,349.17	117,821,045	8.19
2	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	3,083	26,769.11	82,529,188	27,695.59	85,385,520	5.93
3	スイス	株式	ROCHE HOLDING (GENUSSCHEINE)	医薬品	2,863	30,089.09	86,145,092	29,221.09	83,660,006	5.81
4	アメリカ	株式	MERCK & CO INC	医薬品	9,133	9,133.06	83,412,256	9,046.45	82,621,253	5.74
5	アメリカ	株式	MEDTRONIC PLC	ヘルスケア機器・用品	5,900	10,592.60	62,496,371	11,271.40	66,501,260	4.62
6	アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品	14,173	4,726.45	66,988,064	4,214.14	59,727,086	4.15
7	アメリカ	株式	AMGEN INC	バイオテクノロジー	3,095	20,035.66	62,010,370	19,169.52	59,329,689	4.12

8	デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品	10,113	5,439.18	55,006,464	5,251.21	53,105,552	3.69
9	アメリカ	株式	GILEAD SCIENCES INC	バイオテクノロジー	7,000	7,304.75	51,133,263	7,288.65	51,020,603	3.54
10	アメリカ	株式	ABBOTT LABORATORIES	ヘルスケア機器・用品	5,293	9,104.89	48,192,191	9,593.99	50,781,034	3.53
11	アメリカ	株式	CIGNA CORP	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	2,646	17,206.54	45,528,527	18,713.23	49,515,233	3.44
12	アメリカ	株式	STRYKER CORP	ヘルスケア機器・用品	1,900	22,049.50	41,894,063	23,206.59	44,092,522	3.06
13	アメリカ	株式	ABBVIE INC	バイオテクノロジー	5,893	7,685.90	45,293,046	7,298.43	43,009,679	2.99
14	アメリカ	株式	WATERS CORP	ライフサイエンス・ツール/サービス	1,800	23,262.57	41,872,635	23,175.08	41,715,153	2.90
15	イギリス	株式	ASTRAZENECA PLC	医薬品	3,968	8,481.15	33,653,213	9,406.82	37,326,268	2.59
16	スイス	株式	NOVARTIS AG-REG	医薬品	3,728	9,806.75	36,559,582	9,956.90	37,119,324	2.58
17	アメリカ	株式	BECTON,DICKINSON	ヘルスケア機器・用品	1,300	27,096.74	35,225,769	28,032.37	36,442,093	2.53
18	アメリカ	株式	BRISTOL MYERS SQUIBB	医薬品	7,501	4,914.34	36,862,520	4,840.99	36,312,329	2.52
19	アメリカ	株式	CVS HEALTH CORP	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	5,700	5,956.27	33,950,760	6,141.41	35,006,089	2.43
20	アメリカ	株式	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	ライフサイエンス・ツール/サービス	1,100	31,983.93	35,182,333	30,843.98	33,928,381	2.35
21	フランス	株式	SANOFI	医薬品	3,510	9,198.68	32,287,385	9,159.54	32,149,986	2.23
22	アメリカ	株式	DANAHER CORP	ヘルスケア機器・用品	1,900	15,447.59	29,350,428	15,502.92	29,455,563	2.04
23	ドイツ	株式	FRESENIUS SE & CO KGAA	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	4,918	5,804.09	28,544,530	5,445.67	26,781,818	1.86
24	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO.	医薬品	2,100	12,137.08	25,487,880	11,808.08	24,796,971	1.72
25	アメリカ	株式	ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	ヘルスケア機器・用品	1,500	12,546.11	18,819,171	14,847.82	22,271,743	1.54
26	アメリカ	株式	BIOGEN INC	バイオテクノロジー	650	26,017.80	16,911,575	26,237.64	17,054,470	1.18
27	イギリス	株式	GLAXOSMITHKLINE PLC	医薬品	7,425	2,095.80	15,561,339	2,281.49	16,940,118	1.17
28	アメリカ	株式	ANTHEM INC	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	500	30,682.11	15,341,055	32,552.89	16,276,445	1.13
29	アメリカ	株式	HUMANA INC	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	500	28,746.14	14,373,072	30,910.25	15,455,126	1.07

30	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	3,700	3,854.89	14,263,127	3,635.00	13,449,500	0.93
----	----	----	--------	-----	-------	----------	------------	----------	------------	------

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	医薬品	2.92
	国外	ヘルスケア機器・用品	17.97
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	16.59
		バイオテクノロジー	13.67
		医薬品	41.78
		ライフサイエンス・ツール/サービス	5.94
合 計			98.89

野村世界業種別投資シリーズ（マネープール・ファンド）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	野村マネー マザーファンド	10,656,457	1.0204	10,874,913	1.0205	10,874,914	99.79

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.79
合 計	99.79

（参考）野村マネー マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	社債券	東海旅客鉄道 第16回社債間 限定同順位特約 付	600,000,000	100.25	601,510,656	100.25	601,510,656	1.875	2019/9/20	7.12
2	日本	社債券	北海道電力 第 319回	550,000,000	100.07	550,415,233	100.07	550,415,233	0.514	2019/9/25	6.52
3	日本	社債券	三菱東京UFJ 銀行 第110 回特定社債間限 定同順位特約付	400,000,000	100.29	401,182,366	100.29	401,182,366	1.485	2019/10/16	4.75
4	日本	特殊債券	日本高速道路保 有・債務返済機 構債券 財投機 関債第53回	400,000,000	100.18	400,759,602	100.18	400,759,602	1.38	2019/9/20	4.74
5	日本	社債券	中部電力 第4 92回	350,000,000	100.32	351,126,396	100.32	351,126,396	1.405	2019/10/25	4.16
6	日本	特殊債券	商工債券 利付 第771回い号	350,000,000	100.01	350,054,250	100.01	350,054,250	0.2	2019/8/27	4.14

7	日本	社債券	東京急行電鉄 第69回社債間 限定同順位特約 付	200,000,000	100.38	200,762,281	100.38	200,762,281	1.7	2019/10/25	2.37
8	日本	社債券	電源開発 第2 8回社債間限定 同順位特約付	200,000,000	100.08	200,163,868	100.08	200,163,868	1.474	2019/8/20	2.37
9	日本	コマーシャル ペーパー	三井住友F&L	200,000,000	—	199,998,504	—	199,998,504	—	—	2.36
10	日本	コマーシャル ペーパー	三井住友F&L	200,000,000	—	199,996,317	—	199,996,317	—	—	2.36
11	日本	地方債証券	広島県 公募平 成21年度第3回	140,000,000	100.20	140,291,228	100.20	140,291,228	1.41	2019/9/25	1.66
12	日本	地方債証券	大阪府 公募第 330回	116,000,000	100.22	116,257,844	100.22	116,257,844	1.48	2019/9/27	1.37
13	日本	社債券	東北電力 第4 52回	100,000,000	100.56	100,560,250	100.56	100,560,250	1.405	2019/12/25	1.19
14	日本	社債券	三井不動産 第 37回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	100.55	100,558,995	100.55	100,558,995	1.493	2019/12/20	1.19
15	日本	地方債証券	大阪府 公募第 331回	100,000,000	100.34	100,340,500	100.34	100,340,500	1.41	2019/10/29	1.18
16	日本	地方債証券	広島市 公募平 成21年度第2回	100,000,000	100.33	100,330,813	100.33	100,330,813	1.35	2019/10/29	1.18
17	日本	地方債証券	岐阜県 公募平 成21年度第1回	100,000,000	100.32	100,325,652	100.32	100,325,652	1.35	2019/10/28	1.18
18	日本	地方債証券	共同発行市場地 方債 公募第7 9回	100,000,000	100.31	100,314,560	100.31	100,314,560	1.34	2019/10/25	1.18
19	日本	地方債証券	静岡県 公募平 成21年度第5回	100,000,000	100.29	100,290,942	100.29	100,290,942	1.35	2019/10/18	1.18
20	日本	地方債証券	兵庫県 公募平 成21年度第2 3回	100,000,000	100.28	100,286,943	100.28	100,286,943	1.37	2019/10/18	1.18
21	日本	特殊債券	国際協力銀行債 券 第16回財 投機関債	100,000,000	100.27	100,274,640	100.27	100,274,640	2.07	2019/9/20	1.18
22	日本	社債券	九州電力 第4 23回	100,000,000	100.14	100,140,566	100.14	100,140,566	0.959	2019/9/25	1.18
23	日本	地方債証券	静岡県 公募平 成21年度第4回	100,000,000	100.08	100,085,900	100.08	100,085,900	1.56	2019/8/20	1.18
24	日本	地方債証券	鹿児島県 公募 (5年)平成2 6年度第1回	100,000,000	100.04	100,041,619	100.04	100,041,619	0.153	2019/10/31	1.18
25	日本	特殊債券	日本政策投資銀行 社債 財投機 関債第46回	100,000,000	100.03	100,031,100	100.03	100,031,100	0.219	2019/9/20	1.18
26	日本	地方債証券	福岡県 公募平 成26年度第4回	100,000,000	100.02	100,023,382	100.02	100,023,382	0.135	2019/9/26	1.18
27	日本	特殊債券	日本政策投資銀行 社債 財投機 関債第67回	100,000,000	100.00	100,000,000	100.00	100,000,000	0.001	2019/9/20	1.18
28	日本	コマーシャル ペーパー	三井住友F&L	100,000,000	—	99,999,309	—	99,999,309	—	—	1.18
29	日本	コマーシャル ペーパー	三井住友F&L	100,000,000	—	99,999,194	—	99,999,194	—	—	1.18
30	日本	特殊債券	日本政策金融公 庫債券 政府保 証第27回	60,000,000	100.02	60,014,303	100.02	60,014,303	0.372	2019/8/19	0.71

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
地方債証券	13.72
特殊債券	13.16
社債券	30.88
コマーシャルペーパー	7.10
合 計	64.89

②【投資不動産物件】

野村世界業種別投資シリーズ（世界金融株投資）

該当事項はありません。

野村世界業種別投資シリーズ（世界半導体株投資）

該当事項はありません。

野村世界業種別投資シリーズ（世界資源株投資）

該当事項はありません。

野村世界業種別投資シリーズ（世界ヘルスケア株投資）

該当事項はありません。

野村世界業種別投資シリーズ（マネープール・ファンド）

該当事項はありません。

（参考）野村マネー マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

野村世界業種別投資シリーズ（世界金融株投資）

該当事項はありません。

野村世界業種別投資シリーズ（世界半導体株投資）

該当事項はありません。

野村世界業種別投資シリーズ（世界資源株投資）

該当事項はありません。

野村世界業種別投資シリーズ（世界ヘルスケア株投資）

該当事項はありません。

野村世界業種別投資シリーズ（マネープール・ファンド）

該当事項はありません。

（参考）野村マネー マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

野村世界業種別投資シリーズ（世界金融株投資）

2019年7月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間	(2010年 6月28日)	7,329	7,329	0.8865	0.8865
第2計算期間	(2011年 6月28日)	3,757	3,757	0.8549	0.8549
第3計算期間	(2012年 6月28日)	2,475	2,475	0.7195	0.7195
第4計算期間	(2013年 6月28日)	6,318	6,364	1.1664	1.1749
第5計算期間	(2014年 6月30日)	2,299	2,346	1.3679	1.3959
第6計算期間	(2015年 6月29日)	3,409	3,500	1.6925	1.7375
第7計算期間	(2016年 6月28日)	1,975	1,981	1.0465	1.0495
第8計算期間	(2017年 6月28日)	19,856	20,236	1.5656	1.5956
第9計算期間	(2018年 6月28日)	9,459	9,641	1.5604	1.5904
第10計算期間	(2019年 6月28日)	4,569	4,653	1.5357	1.5637
	2018年 7月末日	10,077	—	1.6672	—
	8月末日	9,718	—	1.6434	—
	9月末日	9,685	—	1.6849	—
	10月末日	8,484	—	1.5318	—
	11月末日	8,311	—	1.5828	—
	12月末日	7,111	—	1.3921	—
	2019年 1月末日	7,443	—	1.5050	—
	2月末日	7,442	—	1.5662	—
	3月末日	6,989	—	1.5175	—
	4月末日	6,660	—	1.6216	—
	5月末日	5,100	—	1.5225	—

6月末日	4,569	—	1.5357	—
7月末日	4,255	—	1.5619	—

野村世界業種別投資シリーズ（世界半導体株投資）

2019年7月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間	(2010年 6月28日)	1,896	1,903	1.0207	1.0247
第2計算期間	(2011年 6月28日)	824	828	1.0492	1.0542
第3計算期間	(2012年 6月28日)	515	516	1.0201	1.0211
第4計算期間	(2013年 6月28日)	304	309	1.4056	1.4271
第5計算期間	(2014年 6月30日)	532	551	1.8319	1.8949
第6計算期間	(2015年 6月29日)	456	474	2.3021	2.3921
第7計算期間	(2016年 6月28日)	296	304	1.7145	1.7595
第8計算期間	(2017年 6月28日)	4,421	4,575	2.6801	2.7731
第9計算期間	(2018年 6月28日)	7,129	7,390	3.1063	3.2203
第10計算期間	(2019年 6月28日)	9,075	9,385	2.9545	3.0555
	2018年 7月末日	8,014	—	3.2307	—
	8月末日	7,754	—	3.3037	—
	9月末日	7,255	—	3.2694	—
	10月末日	5,571	—	2.8651	—
	11月末日	5,516	—	2.8875	—
	12月末日	4,778	—	2.6651	—
	2019年 1月末日	4,934	—	2.8063	—
	2月末日	4,993	—	3.0405	—
	3月末日	4,897	—	3.0912	—
	4月末日	7,495	—	3.4553	—
	5月末日	7,836	—	2.8390	—
	6月末日	9,075	—	2.9545	—
	7月末日	10,368	—	3.2262	—

野村世界業種別投資シリーズ（世界資源株投資）

2019年7月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間	(2010年 6月28日)	2,518	2,518	0.9689	0.9689
第2計算期間	(2011年 6月28日)	1,773	1,789	1.0999	1.1099
第3計算期間	(2012年 6月28日)	959	959	0.8753	0.8753
第4計算期間	(2013年 6月28日)	743	747	1.1056	1.1111

第5計算期間	(2014年 6月30日)	487	497	1.3768	1.4048
第6計算期間	(2015年 6月29日)	369	376	1.3107	1.3337
第7計算期間	(2016年 6月28日)	261	261	0.9403	0.9403
第8計算期間	(2017年 6月28日)	1,033	1,039	1.1400	1.1470
第9計算期間	(2018年 6月28日)	673	681	1.2958	1.3108
第10計算期間	(2019年 6月28日)	771	778	1.1881	1.1981
	2018年 7月末日	774	—	1.3441	—
	8月末日	733	—	1.3130	—
	9月末日	720	—	1.3611	—
	10月末日	642	—	1.2197	—
	11月末日	641	—	1.2253	—
	12月末日	577	—	1.1056	—
	2019年 1月末日	821	—	1.1794	—
	2月末日	864	—	1.2424	—
	3月末日	862	—	1.2353	—
	4月末日	718	—	1.2625	—
	5月末日	649	—	1.1369	—
	6月末日	771	—	1.1881	—
	7月末日	761	—	1.1766	—

野村世界業種別投資シリーズ（世界ヘルスケア株投資）

2019年7月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間	(2010年 6月28日)	491	491	0.9555	0.9555
第2計算期間	(2011年 6月28日)	374	374	1.0163	1.0173
第3計算期間	(2012年 6月28日)	156	157	1.0592	1.0642
第4計算期間	(2013年 6月28日)	1,171	1,195	1.6490	1.6825
第5計算期間	(2014年 6月30日)	889	922	2.0182	2.0942
第6計算期間	(2015年 6月29日)	1,553	1,616	2.7230	2.8330
第7計算期間	(2016年 6月28日)	1,024	1,056	1.9602	2.0212
第8計算期間	(2017年 6月28日)	1,421	1,465	2.3642	2.4362
第9計算期間	(2018年 6月28日)	1,641	1,690	2.2582	2.3252
第10計算期間	(2019年 6月28日)	1,300	1,339	2.3924	2.4654
	2018年 7月末日	1,839	—	2.4165	—
	8月末日	1,456	—	2.5097	—
	9月末日	1,370	—	2.6071	—
	10月末日	1,350	—	2.4559	—
	11月末日	1,568	—	2.6001	—
	12月末日	1,608	—	2.3453	—

2019年 1月末日	1,447	—	2.4236	—
2月末日	1,515	—	2.5344	—
3月末日	1,405	—	2.5180	—
4月末日	1,521	—	2.4448	—
5月末日	1,557	—	2.3773	—
6月末日	1,300	—	2.3924	—
7月末日	1,437	—	2.3911	—

野村世界業種別投資シリーズ（マネープール・ファンド）

2019年7月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間 (2010年 6月28日)	60	60	1.0013	1.0013
第2計算期間 (2011年 6月28日)	59	59	1.0010	1.0020
第3計算期間 (2012年 6月28日)	11	11	1.0007	1.0017
第4計算期間 (2013年 6月28日)	11	11	1.0005	1.0015
第5計算期間 (2014年 6月30日)	63	63	1.0002	1.0012
第6計算期間 (2015年 6月29日)	12	12	1.0006	1.0006
第7計算期間 (2016年 6月28日)	12	12	1.0006	1.0011
第8計算期間 (2017年 6月28日)	11	11	1.0002	1.0002
第9計算期間 (2018年 6月28日)	16	16	1.0001	1.0001
第10計算期間 (2019年 6月28日)	10	10	0.9999	0.9999
2018年 7月末日	15	—	1.0001	—
8月末日	15	—	1.0001	—
9月末日	13	—	1.0000	—
10月末日	17	—	1.0000	—
11月末日	15	—	1.0000	—
12月末日	17	—	1.0000	—
2019年 1月末日	15	—	1.0000	—
2月末日	28	—	0.9999	—
3月末日	31	—	0.9999	—
4月末日	13	—	0.9999	—
5月末日	16	—	0.9999	—
6月末日	10	—	0.9999	—
7月末日	10	—	0.9999	—

②【分配の推移】

野村世界業種別投資シリーズ（世界金融株投資）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2009年 8月27日～2010年 6月28日	0.0000円
第2計算期間	2010年 6月29日～2011年 6月28日	0.0000円
第3計算期間	2011年 6月29日～2012年 6月28日	0.0000円
第4計算期間	2012年 6月29日～2013年 6月28日	0.0085円
第5計算期間	2013年 6月29日～2014年 6月30日	0.0280円
第6計算期間	2014年 7月 1日～2015年 6月29日	0.0450円
第7計算期間	2015年 6月30日～2016年 6月28日	0.0030円
第8計算期間	2016年 6月29日～2017年 6月28日	0.0300円
第9計算期間	2017年 6月29日～2018年 6月28日	0.0300円
第10計算期間	2018年 6月29日～2019年 6月28日	0.0280円

野村世界業種別投資シリーズ（世界半導体株投資）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2009年 8月27日～2010年 6月28日	0.0040円
第2計算期間	2010年 6月29日～2011年 6月28日	0.0050円
第3計算期間	2011年 6月29日～2012年 6月28日	0.0010円
第4計算期間	2012年 6月29日～2013年 6月28日	0.0215円
第5計算期間	2013年 6月29日～2014年 6月30日	0.0630円
第6計算期間	2014年 7月 1日～2015年 6月29日	0.0900円
第7計算期間	2015年 6月30日～2016年 6月28日	0.0450円
第8計算期間	2016年 6月29日～2017年 6月28日	0.0930円
第9計算期間	2017年 6月29日～2018年 6月28日	0.1140円
第10計算期間	2018年 6月29日～2019年 6月28日	0.1010円

野村世界業種別投資シリーズ（世界資源株投資）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2009年 8月27日～2010年 6月28日	0.0000円
第2計算期間	2010年 6月29日～2011年 6月28日	0.0100円
第3計算期間	2011年 6月29日～2012年 6月28日	0.0000円
第4計算期間	2012年 6月29日～2013年 6月28日	0.0055円
第5計算期間	2013年 6月29日～2014年 6月30日	0.0280円
第6計算期間	2014年 7月 1日～2015年 6月29日	0.0230円
第7計算期間	2015年 6月30日～2016年 6月28日	0.0000円
第8計算期間	2016年 6月29日～2017年 6月28日	0.0070円
第9計算期間	2017年 6月29日～2018年 6月28日	0.0150円
第10計算期間	2018年 6月29日～2019年 6月28日	0.0100円

野村世界業種別投資シリーズ（世界ヘルスケア株投資）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2009年 8月27日～2010年 6月28日	0.0000円
第2計算期間	2010年 6月29日～2011年 6月28日	0.0010円
第3計算期間	2011年 6月29日～2012年 6月28日	0.0050円
第4計算期間	2012年 6月29日～2013年 6月28日	0.0335円
第5計算期間	2013年 6月29日～2014年 6月30日	0.0760円
第6計算期間	2014年 7月 1日～2015年 6月29日	0.1100円
第7計算期間	2015年 6月30日～2016年 6月28日	0.0610円
第8計算期間	2016年 6月29日～2017年 6月28日	0.0720円
第9計算期間	2017年 6月29日～2018年 6月28日	0.0670円
第10計算期間	2018年 6月29日～2019年 6月28日	0.0730円

野村世界業種別投資シリーズ（マネープール・ファンド）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2009年 8月27日～2010年 6月28日	0.0000円
第2計算期間	2010年 6月29日～2011年 6月28日	0.0010円
第3計算期間	2011年 6月29日～2012年 6月28日	0.0010円
第4計算期間	2012年 6月29日～2013年 6月28日	0.0010円
第5計算期間	2013年 6月29日～2014年 6月30日	0.0010円
第6計算期間	2014年 7月 1日～2015年 6月29日	0.0000円
第7計算期間	2015年 6月30日～2016年 6月28日	0.0005円
第8計算期間	2016年 6月29日～2017年 6月28日	0.0000円
第9計算期間	2017年 6月29日～2018年 6月28日	0.0000円
第10計算期間	2018年 6月29日～2019年 6月28日	0.0000円

③【収益率の推移】

野村世界業種別投資シリーズ（世界金融株投資）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2009年 8月27日～2010年 6月28日	△11.4%
第2計算期間	2010年 6月29日～2011年 6月28日	△3.6%
第3計算期間	2011年 6月29日～2012年 6月28日	△15.8%
第4計算期間	2012年 6月29日～2013年 6月28日	63.3%
第5計算期間	2013年 6月29日～2014年 6月30日	19.7%
第6計算期間	2014年 7月 1日～2015年 6月29日	27.0%

第7計算期間	2015年 6月30日～2016年 6月28日	△38.0%
第8計算期間	2016年 6月29日～2017年 6月28日	52.5%
第9計算期間	2017年 6月29日～2018年 6月28日	1.6%
第10計算期間	2018年 6月29日～2019年 6月28日	0.2%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村世界業種別投資シリーズ（世界半導体株投資）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2009年 8月27日～2010年 6月28日	2.5%
第2計算期間	2010年 6月29日～2011年 6月28日	3.3%
第3計算期間	2011年 6月29日～2012年 6月28日	△2.7%
第4計算期間	2012年 6月29日～2013年 6月28日	39.9%
第5計算期間	2013年 6月29日～2014年 6月30日	34.8%
第6計算期間	2014年 7月 1日～2015年 6月29日	30.6%
第7計算期間	2015年 6月30日～2016年 6月28日	△23.6%
第8計算期間	2016年 6月29日～2017年 6月28日	61.7%
第9計算期間	2017年 6月29日～2018年 6月28日	20.2%
第10計算期間	2018年 6月29日～2019年 6月28日	△1.6%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村世界業種別投資シリーズ（世界資源株投資）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2009年 8月27日～2010年 6月28日	△3.1%
第2計算期間	2010年 6月29日～2011年 6月28日	14.6%
第3計算期間	2011年 6月29日～2012年 6月28日	△20.4%
第4計算期間	2012年 6月29日～2013年 6月28日	26.9%
第5計算期間	2013年 6月29日～2014年 6月30日	27.1%
第6計算期間	2014年 7月 1日～2015年 6月29日	△3.1%
第7計算期間	2015年 6月30日～2016年 6月28日	△28.3%
第8計算期間	2016年 6月29日～2017年 6月28日	22.0%
第9計算期間	2017年 6月29日～2018年 6月28日	15.0%
第10計算期間	2018年 6月29日～2019年 6月28日	△7.5%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村世界業種別投資シリーズ（世界ヘルスケア株投資）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2009年 8月27日～2010年 6月28日	△4.5%
第2計算期間	2010年 6月29日～2011年 6月28日	6.5%
第3計算期間	2011年 6月29日～2012年 6月28日	4.7%
第4計算期間	2012年 6月29日～2013年 6月28日	58.8%
第5計算期間	2013年 6月29日～2014年 6月30日	27.0%
第6計算期間	2014年 7月 1日～2015年 6月29日	40.4%
第7計算期間	2015年 6月30日～2016年 6月28日	△25.8%
第8計算期間	2016年 6月29日～2017年 6月28日	24.3%
第9計算期間	2017年 6月29日～2018年 6月28日	△1.6%
第10計算期間	2018年 6月29日～2019年 6月28日	9.2%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村世界業種別投資シリーズ（マネープール・ファンド）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2009年 8月27日～2010年 6月28日	0.1%
第2計算期間	2010年 6月29日～2011年 6月28日	0.1%
第3計算期間	2011年 6月29日～2012年 6月28日	0.1%
第4計算期間	2012年 6月29日～2013年 6月28日	0.1%
第5計算期間	2013年 6月29日～2014年 6月30日	0.1%
第6計算期間	2014年 7月 1日～2015年 6月29日	0.0%
第7計算期間	2015年 6月30日～2016年 6月28日	0.0%
第8計算期間	2016年 6月29日～2017年 6月28日	△0.0%
第9計算期間	2017年 6月29日～2018年 6月28日	△0.0%
第10計算期間	2018年 6月29日～2019年 6月28日	△0.0%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

野村世界業種別投資シリーズ（世界金融株投資）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2009年 8月27日～2010年 6月28日	17,153,195,376	8,886,025,657	8,267,169,719
第2計算期間	2010年 6月29日～2011年 6月28日	3,473,100,075	7,344,872,625	4,395,397,169
第3計算期間	2011年 6月29日～2012年 6月28日	2,266,695,949	3,220,847,685	3,441,245,433
第4計算期間	2012年 6月29日～2013年 6月28日	6,191,839,296	4,216,103,176	5,416,981,553

第5計算期間	2013年 6月29日～2014年 6月30日	1,117,819,352	4,853,976,615	1,680,824,290
第6計算期間	2014年 7月 1日～2015年 6月29日	1,227,519,686	893,602,063	2,014,741,913
第7計算期間	2015年 6月30日～2016年 6月28日	531,621,665	658,419,600	1,887,943,978
第8計算期間	2016年 6月29日～2017年 6月28日	13,229,877,321	2,435,291,830	12,682,529,469
第9計算期間	2017年 6月29日～2018年 6月28日	3,183,317,174	9,803,388,000	6,062,458,643
第10計算期間	2018年 6月29日～2019年 6月28日	618,299,619	3,704,953,836	2,975,804,426

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村世界業種別投資シリーズ（世界半導体株投資）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2009年 8月27日～2010年 6月28日	8,970,293,382	7,112,618,641	1,857,674,741
第2計算期間	2010年 6月29日～2011年 6月28日	490,501,622	1,562,166,294	786,010,069
第3計算期間	2011年 6月29日～2012年 6月28日	322,369,296	602,756,460	505,622,905
第4計算期間	2012年 6月29日～2013年 6月28日	432,779,311	721,877,329	216,524,887
第5計算期間	2013年 6月29日～2014年 6月30日	213,067,057	138,793,107	290,798,837
第6計算期間	2014年 7月 1日～2015年 6月29日	233,638,579	325,962,617	198,474,799
第7計算期間	2015年 6月30日～2016年 6月28日	67,272,955	92,814,477	172,933,277
第8計算期間	2016年 6月29日～2017年 6月28日	2,047,693,646	570,788,175	1,649,838,748
第9計算期間	2017年 6月29日～2018年 6月28日	2,849,296,491	2,204,080,018	2,295,055,221
第10計算期間	2018年 6月29日～2019年 6月28日	2,524,202,852	1,747,666,962	3,071,591,111

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村世界業種別投資シリーズ（世界資源株投資）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2009年 8月27日～2010年 6月28日	9,490,038,419	6,891,028,777	2,599,009,642
第2計算期間	2010年 6月29日～2011年 6月28日	1,370,986,267	2,357,630,849	1,612,365,060
第3計算期間	2011年 6月29日～2012年 6月28日	399,018,777	915,793,104	1,095,590,733
第4計算期間	2012年 6月29日～2013年 6月28日	362,444,125	785,134,605	672,900,253
第5計算期間	2013年 6月29日～2014年 6月30日	140,409,107	459,322,876	353,986,484
第6計算期間	2014年 7月 1日～2015年 6月29日	66,425,805	138,375,898	282,036,391
第7計算期間	2015年 6月30日～2016年 6月28日	51,047,622	54,707,971	278,376,042
第8計算期間	2016年 6月29日～2017年 6月28日	683,240,983	55,191,660	906,425,365
第9計算期間	2017年 6月29日～2018年 6月28日	379,173,535	765,692,998	519,905,902
第10計算期間	2018年 6月29日～2019年 6月28日	392,898,893	263,376,339	649,428,456

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村世界業種別投資シリーズ（世界ヘルスケア株投資）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2009年 8月27日～2010年 6月28日	5,217,732,792	4,703,329,743	514,403,049
第2計算期間	2010年 6月29日～2011年 6月28日	156,295,104	302,233,201	368,464,952
第3計算期間	2011年 6月29日～2012年 6月28日	5,269,531	226,003,359	147,731,124
第4計算期間	2012年 6月29日～2013年 6月28日	751,251,188	188,513,588	710,468,724
第5計算期間	2013年 6月29日～2014年 6月30日	431,910,385	701,738,256	440,640,853
第6計算期間	2014年 7月 1日～2015年 6月29日	394,281,747	264,248,499	570,674,101
第7計算期間	2015年 6月30日～2016年 6月28日	231,456,882	279,423,399	522,707,584
第8計算期間	2016年 6月29日～2017年 6月28日	299,876,116	221,248,361	601,335,339
第9計算期間	2017年 6月29日～2018年 6月28日	502,512,737	376,848,548	726,999,528
第10計算期間	2018年 6月29日～2019年 6月28日	394,299,184	577,859,941	543,438,771

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村世界業種別投資シリーズ（マネープール・ファンド）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2009年 8月27日～2010年 6月28日	2,153,314,637	2,093,058,021	60,256,616
第2計算期間	2010年 6月29日～2011年 6月28日	433,635,505	434,370,528	59,521,593
第3計算期間	2011年 6月29日～2012年 6月28日	170,193,357	218,496,698	11,218,252
第4計算期間	2012年 6月29日～2013年 6月28日	14,427,624	14,239,306	11,406,570
第5計算期間	2013年 6月29日～2014年 6月30日	150,639,044	98,383,755	63,661,859
第6計算期間	2014年 7月 1日～2015年 6月29日	58,040,162	109,500,085	12,201,936
第7計算期間	2015年 6月30日～2016年 6月28日	31,708,523	31,407,794	12,502,665
第8計算期間	2016年 6月29日～2017年 6月28日	10,167,384	11,410,433	11,259,616
第9計算期間	2017年 6月29日～2018年 6月28日	34,692,431	29,887,552	16,064,495
第10計算期間	2018年 6月29日～2019年 6月28日	76,971,221	82,121,738	10,913,978

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

《参考情報》

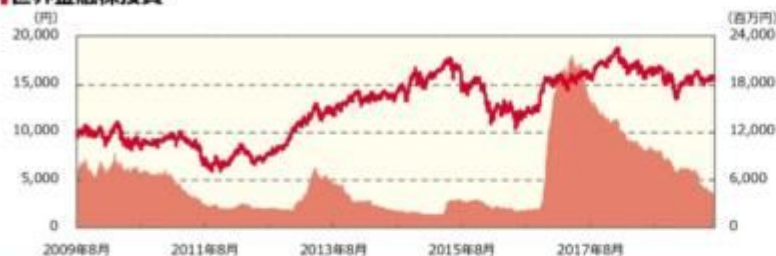


運用実績（2019年7月31日現在）

■ 基準価額・純資産の推移（日次：設定来）

— 基準価額（分配後、1万口あたり）（左軸） — 純資産総額（右軸）

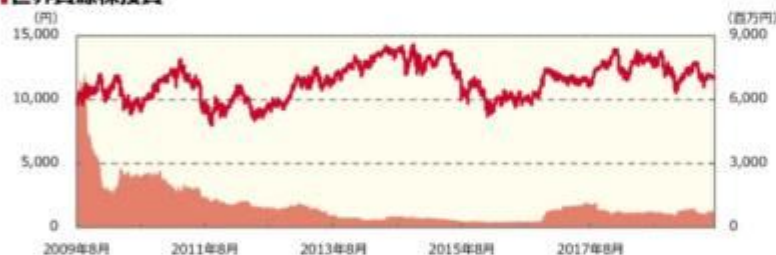
■ 世界金融株投資



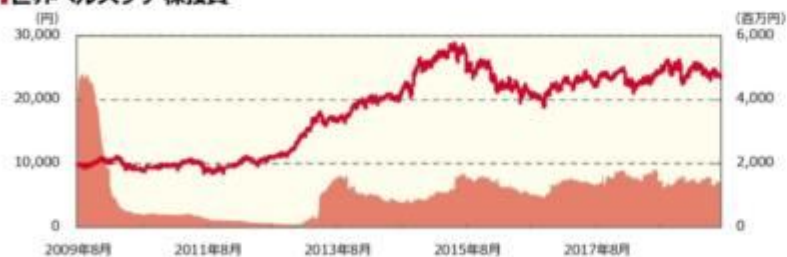
■ 世界半導体株投資



■ 世界資源株投資



■ 世界ヘルスケア株投資



■ 分配の推移

（1万口あたり、課税前）

■ 世界金融株投資

2019年6月	280 円
2018年6月	300 円
2017年6月	300 円
2016年6月	30 円
2015年6月	450 円
設定来累計	1,725 円

■ 世界半導体株投資

2019年6月	1,010 円
2018年6月	1,140 円
2017年6月	930 円
2016年6月	450 円
2015年6月	900 円
設定来累計	5,375 円

■ 世界資源株投資

2019年6月	100 円
2018年6月	150 円
2017年6月	70 円
2016年6月	0 円
2015年6月	230 円
設定来累計	985 円

■ 世界ヘルスケア株投資

2019年6月	730 円
2018年6月	670 円
2017年6月	720 円
2016年6月	610 円
2015年6月	1,100 円
設定来累計	4,985 円

■マネープール・ファンド



■マネープール・ファンド

2019年6月	0 円
2018年6月	0 円
2017年6月	0 円
2016年6月	5 円
2015年6月	0 円
設定来累計	45 円

■ 主要な資産の状況

銘柄別投資比率（上位）

■世界金融株投資

順位	銘柄	国/地域 (通貨別)	投資比率 (%)
1	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	6.8
2	BANK OF AMERICA CORP	アメリカ	5.2
3	WELLS FARGO CO	アメリカ	4.6
4	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	アメリカ	4.0
5	CITIGROUP	アメリカ	3.7
6	TORONTO DOMINION BANK	カナダ	3.2
7	AIA GROUP LTD	香港	3.0
8	ALLIANZ SE-REG	ドイツ	2.8
9	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	香港	2.3
10	DBS GROUP HLDGS	シンガポール	2.1

国/地域別投資比率（上位）

順位	国/地域 (通貨別)	投資比率 (%)
1	アメリカ	45.7
2	香港	9.1
3	カナダ	8.1
4	イギリス	4.7
5	日本	4.4

■世界半導体株投資

順位	銘柄	国/地域 (通貨別)	投資比率 (%)
1	INTEL CORP	アメリカ	16.0
2	TAIWAN SEMICONDUCTOR	台湾	14.9
3	TEXAS INSTRUMENTS INC	アメリカ	9.7
4	BROADCOM INC	アメリカ	9.5
5	NVIDIA CORP	アメリカ	8.2
6	ASML HOLDING NV	オランダ	7.0
7	QUALCOMM INC	アメリカ	4.9
8	ANALOG DEVICES INC	アメリカ	4.0
9	APPLIED MATERIALS	アメリカ	3.6
10	MICRON TECHNOLOGY	アメリカ	3.0

順位	国/地域 (通貨別)	投資比率 (%)
1	アメリカ	70.6
2	台湾	16.2
3	オランダ	7.0
4	ドイツ	2.4
5	韓国	1.3

世界資源株投資

順位	銘柄	国/地域 (通貨別)	投資比率 (%)	順位	国/地域 (通貨別)	投資比率 (%)
1	EXXON MOBIL CORP	アメリカ	8.1	1	アメリカ	38.4
2	CHEVRON CORP	アメリカ	7.0	2	イギリス	14.4
3	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	イギリス	4.8	3	カナダ	12.5
4	BP PLC	イギリス	4.5	4	日本	6.7
5	BHP GROUP LIMITED	オーストラリア	3.8	5	オーストラリア	5.8
6	RIO TINTO PLC-REG	イギリス	3.4			
7	CONOCOPHILLIPS	アメリカ	3.3			
8	TC ENERGY CORP	カナダ	3.3			
9	DUPONT DE NEMOURS INC	アメリカ	3.2			
10	SUNCOR ENERGY INC	カナダ	3.1			

世界ヘルスケア株投資

順位	銘柄	国/地域 (通貨別)	投資比率 (%)	順位	国/地域 (通貨別)	投資比率 (%)
1	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ	8.2	1	アメリカ	74.8
2	UNITEDHEALTH GROUP INC	アメリカ	5.9	2	スイス	8.7
3	ROCHE HOLDING (GENUSSSCHEINE)	スイス	5.8	3	イギリス	3.8
4	MERCK & CO INC	アメリカ	5.7	4	デンマーク	3.7
5	MEDTRONIC PLC	アメリカ	4.6	5	日本	2.9
6	PFIZER INC	アメリカ	4.2			
7	AMGEN INC	アメリカ	4.1			
8	NOVO NORDISK A/S-B	デンマーク	3.7			
9	GILEAD SCIENCES INC	アメリカ	3.5			
10	ABBOTT LABORATORIES	アメリカ	3.5			

※ユーロについては発行国で記載しております。

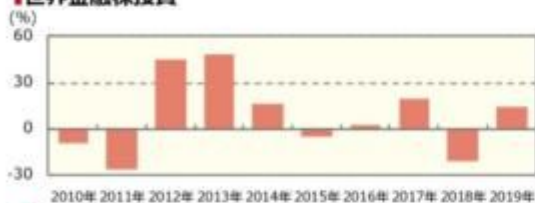
実質的な銘柄別投資比率（上位）

マネーブル・ファンド

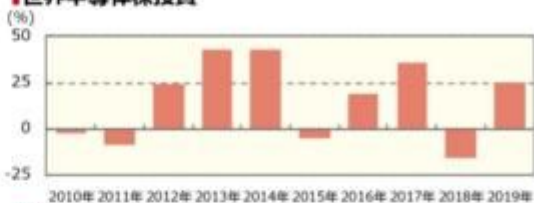
順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	東海旅客鉄道 第16回社債間限定同順位特約付	社債券	7.1
2	北海道電力 第319回	社債券	6.5
3	三菱東京UFJ銀行 第110回特定社債間限定同順位特約付	社債券	4.7
4	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第53回	特殊債券	4.7
5	中部電力 第492回	社債券	4.2
6	商工債券 利付第771回い号	特殊債券	4.1
7	東京急行電鉄 第69回社債間限定同順位特約付	社債券	2.4
8	電源開発 第28回社債間限定同順位特約付	社債券	2.4
9	三井住友F&L	コマーシャルペーパー	2.4
10	三井住友F&L	コマーシャルペーパー	2.4

■ 年間収益率の推移（暦年ベース）

■ 世界金融株投資



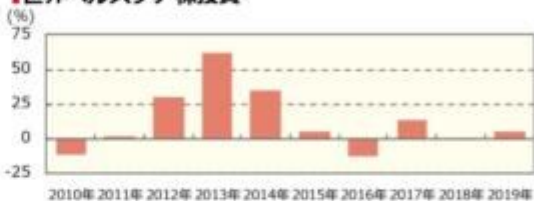
■ 世界半導体株投資



■ 世界資源株投資



■ 世界ヘルスケア株投資



■ マネーボール・ファンド



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・マネーボール・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2019年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれま

す。

取得申込みの受付けについては、午後3時までに取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

ただし、各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）は、販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として取得およびスイッチングの申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

ファンドの申込(販売)手続きについてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、1万口以上1口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位

（購入コースには、分配金を受取る一般コースと、分配金が再投資される自動けいぞく投資コースがあります。原則、購入後に購入コースの変更はできません。）とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合や、取得申込単位が前記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。（なお、「マネープール・ファンド」は、スイッチング以外による取得申込みはできません。）

■積立方式■

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約[※]を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

スイッチングによる申込みは、1万口以上1口単位または1万円以上1円単位からできます。また、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が、スイッチングに際し、当該投資者が保有する各ファンドの受益権の全てをご換金した場合の手取金の全額をもって「野村世界業種別投資シリーズ」を構成する他のファンドの取得申込みを行なう場合は、1口単位とします。（販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。）

各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）については、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込み(スイッチングの申込みを含みます。)の受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込み(スイッチングの申込みを含みます。)の受付けを取り消す場合があります。

「マネープール・ファンド」については、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込み(スイッチングの申込みを含みます。)の受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込み(スイッチングの申込みを含みます。)の受付けを取り消す場合があります。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替

を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、受益権を、1口単位または1円単位で換金できます。

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

なお、各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）は、販売会社の営業日であっても、申込不可日には、原則として換金の申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認ください。）

換金価額は、各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）については、換金のお申込み日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額、「マネープール・ファンド」については、換金のお申込み日の翌営業日の基準価額となります。

各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）については、信託財産留保額は、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。また、別途、大口解約について、1日1件10億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合や一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）については、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

「マネープール・ファンド」については、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよび既に受付けた一部解約の

実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとし

※換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日 ^{※1} の金融商品取引所の最終相場で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日 ^{※1} における以下のいずれかの価額で評価します。 ^{※2} ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) ③価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

※1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

※2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2024年6月28日までとします(2009年8月27日設定)。

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

原則として、毎年6月29日から翌年6月28日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

(a)ファンドの繰上償還条項

(i)「マネープール・ファンド」につき、委託者は、信託終了前に、「世界金融株投資」、「世界半導体株投資」、「世界資源株投資」、「世界ヘルスケア株投資」の全てのファンドが存続しないこととなる場合は、「マネープール・ファンド」の信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ii)各ファンドにつき、委託者は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合（「マネープール・ファンド」を除く）、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、各ファンドの信託契約を解約し、各ファンドの信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b)信託期間の終了

(i)委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項(ii)」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(ii)上記(i)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iii)上記(i)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(iv)上記(i)から(iii)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(i)から(iii)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(v) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(vi) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更等(iv)」の書面決議が否決となる場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

(c) 運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対して交付します。

(d) 信託約款の変更等

(i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(ii) 委託者は、上記(i)の事項(上記(i)の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(iii) 上記(ii)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iv) 上記(ii)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(v) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(vi) 上記(ii)から(v)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(vii) 上記(i)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

(i) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反し

て信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d)信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

(ii)委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g)反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(h)他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

1.他の受益者の氏名または名称および住所

2.他の受益者が有する受益権の内容

(i)関係法人との契約の更新に関する手続

(i)委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

(ii)委託者と投資顧問会社との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

＜自動けいぞく投資契約を結んでいない場合＞

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

＜自動けいぞく投資契約を結んでいる場合＞

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

②償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前に

において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③換金(解約)請求権

■換金(解約)の単位■

受益者は、受益権を1口単位または1円単位で換金できます。

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■換金(解約)代金の支払い開始日■

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者にお支払いします。

第3【ファンドの経理状況】

野村世界業種別投資シリーズ（世界金融株投資）

野村世界業種別投資シリーズ（世界半導体株投資）

野村世界業種別投資シリーズ（世界資源株投資）

野村世界業種別投資シリーズ（世界ヘルスケア株投資）

野村世界業種別投資シリーズ（マネープール・ファンド）

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期計算期間(2018年6月29日から2019年6月28日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【野村世界業種別投資シリーズ（世界金融株投資）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第9期 (2018年 6月28日現在)	第10期 (2019年 6月28日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	67,235,023	11,979,588
コール・ローン	324,306,636	188,599,961
株式	9,349,320,104	4,508,971,751
未収入金	795,331	363,792
未収配当金	27,266,495	11,136,356
流動資産合計	9,768,923,589	4,721,051,448
資産合計	9,768,923,589	4,721,051,448
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	181,873,759	83,322,523
未払解約金	33,451,270	14,002,380
未払受託者報酬	4,372,317	2,509,284
未払委託者報酬	89,320,101	51,261,081
未払利息	662	347
その他未払費用	187,326	107,479
流動負債合計	309,205,435	151,203,094
負債合計	309,205,435	151,203,094
純資産の部		
元本等		
元本	6,062,458,643	2,975,804,426
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,397,259,511	1,594,043,928
（分配準備積立金）	41,581,230	52,274,462
元本等合計	9,459,718,154	4,569,848,354
純資産合計	9,459,718,154	4,569,848,354
負債純資産合計	9,768,923,589	4,721,051,448

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第9期 自 2017年 6月29日 至 2018年 6月28日	第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日
営業収益		
受取配当金	349,415,772	229,172,749
受取利息	750,156	701,633
有価証券売買等損益	799,264,725	54,512,618
為替差損益	△136,092,904	△101,846,492
その他収益	419,845	2,197,316
営業収益合計	1,013,757,594	184,737,824
営業費用		
支払利息	112,248	76,321
受託者報酬	10,346,512	5,963,147
委託者報酬	211,364,239	121,818,502
その他費用	9,786,606	3,598,555
営業費用合計	231,609,605	131,456,525
営業利益又は営業損失（△）	782,147,989	53,281,299
経常利益又は経常損失（△）	782,147,989	53,281,299
当期純利益又は当期純損失（△）	782,147,989	53,281,299
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	982,939,523	62,912,877
期首剰余金又は期首欠損金（△）	7,173,690,596	3,397,259,511
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,309,836,272	381,323,126
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,309,836,272	381,323,126
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,703,602,064	2,091,584,608
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,703,602,064	2,091,584,608
分配金	181,873,759	83,322,523
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,397,259,511	1,594,043,928

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
5.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2018年 6月29日から2019年 6月28日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第9期 2018年 6月28日現在	第10期 2019年 6月28日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 6,062,458,643口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 2,975,804,426口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5604円 (10,000口当たり純資産額) (15,604円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5357円 (10,000口当たり純資産額) (15,357円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第9期 自 2017年 6月29日 至 2018年 6月28日	第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日
1.運用の外部委託費用	1.運用の外部委託費用

当ファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)及びNOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.(ノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インク)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED

支払金額 49,029,969円

NOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.

支払金額 4,916,655円

2. 分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	36,484,252円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	3,355,678,281円
分配準備積立金額	D	186,970,737円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,579,133,270円
当ファンドの期末残存口数	F	6,062,458,643口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,903円
10,000口当たり分配金額	H	300円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	181,873,759円

当ファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)及びNOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.(ノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インク)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED

支払金額 28,268,976円

NOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.

支払金額 2,834,772円

2. 分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	61,694,895円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	1,595,333,945円
分配準備積立金額	D	20,337,611円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,677,366,451円
当ファンドの期末残存口数	F	2,975,804,426口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,636円
10,000口当たり分配金額	H	280円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	83,322,523円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第9期 自 2017年 6月29日 至 2018年 6月28日	第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	同左
---	----

(2)金融商品の時価等に関する事項

第9期 2018年 6月28日現在	第10期 2019年 6月28日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第9期 自 2017年 6月29日 至 2018年 6月28日	第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第9期 自 2017年 6月29日 至 2018年 6月28日	第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日
期首元本額	期首元本額
12,682,529,469円	6,062,458,643円

期中追加設定元本額	3,183,317,174円	期中追加設定元本額	618,299,619円
期中一部解約元本額	9,803,388,000円	期中一部解約元本額	3,704,953,836円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第9期 自 2017年 6月29日 至 2018年 6月28日	第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
株式	167,218,336	25,897,711
合計	167,218,336	25,897,711

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(2019年6月28日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	三菱UFJフィナンシャル・グループ	124,400	512.00	63,692,800	
		三井住友フィナンシャルグループ	21,400	3,806.00	81,448,400	
		野村ホールディングス	20,900	379.40	7,929,460	
		第一生命ホールディングス	27,700	1,625.00	45,012,500	
		小計 銘柄数：4 組入時価比率：4.3%			198,083,160 4.4%	
	米ドル	BANK OF AMERICA CORP	71,181	28.21	2,008,016.01	
		BB&T CORPORATION	11,000	48.18	529,980.00	
		CITIGROUP	22,446	68.15	1,529,694.90	
		FIFTH THIRD BANCORP	14,498	27.29	395,650.42	
		ICICI BANK LTD-SPON ADR	22,090	12.60	278,334.00	
		JPMORGAN CHASE & CO	24,389	108.84	2,654,498.76	
		SUNTRUST BKS INC.	6,600	61.51	405,966.00	
		WELLS FARGO CO	39,219	46.29	1,815,447.51	
		BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	7,300	212.02	1,547,746.00	
		ALLSTATE CORP	2,000	100.14	200,280.00	
		AMERICAN INTL GROUP	17,400	53.05	923,070.00	

	AON PLC	1,500	192.57	288,855.00	
	CHUBB LTD	3,900	147.16	573,924.00	
	MARSH & MCLENNAN COS	8,900	99.33	884,037.00	
	METLIFE INC	4,990	49.15	245,258.50	
	PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	3,400	56.80	193,120.00	
	PROGRESSIVE CO	3,600	79.69	286,884.00	
	TRAVELERS COS INC/THE	5,489	149.20	818,958.80	
	SYNCHRONY FINANCIAL	11,900	34.29	408,051.00	
	BLACKROCK INC	1,400	464.48	650,272.00	
	CME GROUP INC	2,700	193.90	523,530.00	
	GOLDMAN SACHS GROUP	2,657	199.32	529,593.24	
	MOODYS CORP	1,700	195.33	332,061.00	
	S&P GLOBAL INC	2,100	226.99	476,679.00	
	SCHWAB(CHARLES)CORP	8,600	40.20	345,720.00	
	小計 銘柄数：25			18,845,627.14	
				(2,031,370,149)	
	組入時価比率：44.5%			45.0%	
カナダドル	NATIONAL BANK OF CANADA	16,900	61.43	1,038,167.00	
	ROYAL BANK OF CANADA	7,958	103.46	823,334.68	
	TORONTO DOMINION BANK	23,144	76.12	1,761,721.28	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	11,500	23.78	273,470.00	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	10,205	54.00	551,070.00	
	小計 銘柄数：5			4,447,762.96	
				(366,184,324)	
	組入時価比率：8.0%			8.1%	
レアル	BANCO BRADESCO SA - PREF	63,700	37.90	2,414,230.00	
	小計 銘柄数：1			2,414,230.00	
				(68,057,143)	
	組入時価比率：1.5%			1.5%	
ユーロ	BANCO SANTANDER SA	87,590	4.03	353,513.24	
	BNP PARIBAS	13,361	41.44	553,746.64	
	CAIXABANK	119,132	2.48	296,400.41	
	ERSTE GROUP BANK AG	5,552	32.23	178,940.96	
	ING GROEP NV	68,400	10.18	696,722.40	
	INTESA SANPAOLO	115,999	1.87	217,915.72	
	SOCIETE GENERALE	11,430	21.99	251,345.70	
	ALLIANZ SE-REG	4,817	210.65	1,014,701.05	
	AXA	25,612	23.00	589,076.00	
	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	688	220.80	151,910.40	
	小計 銘柄数：10			4,304,272.52	
				(527,230,340)	
	組入時価比率：11.5%			11.7%	
英ポンド	HSBC HOLDINGS PLC	50,803	6.54	332,658.04	

	LLOYDS BANKING GROUP PLC	732,766	0.56	416,650.74	
	AVIVA PLC	54,825	4.13	226,482.07	
	PRUDENTIAL PLC	40,229	16.95	682,082.69	
小計	銘柄数：4			1,657,873.54	
				(226,415,789)	
	組入時価比率：5.0%			5.0%	
スイスフラン	ZURICH INSURANCE GROUP AG	938	339.40	318,357.20	
	JULIUS BAER GROUP LTD	5,286	42.82	226,346.52	
	UBS GROUP AG	51,796	11.57	599,538.70	
	小計 銘柄数：3			1,144,242.42	
				(126,381,575)	
	組入時価比率：2.8%			2.8%	
スウェーデンク ローナ	SWEDBANK AB	18,127	139.40	2,526,903.80	
	小計 銘柄数：1			2,526,903.80	
				(29,362,622)	
	組入時価比率：0.6%			0.7%	
豪ドル	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	14,404	83.00	1,195,532.00	
	WESTPAC BANKING CORP	32,539	28.14	915,647.46	
	小計 銘柄数：2			2,111,179.46	
				(159,372,937)	
	組入時価比率：3.5%			3.5%	
香港ドル	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	124,000	30.70	3,806,800.00	
	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	778,000	6.68	5,197,040.00	
	IND & COMM BK OF CHINA-H	688,000	5.68	3,907,840.00	
	AIA GROUP LTD	121,200	84.20	10,205,040.00	
	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	80,500	94.05	7,571,025.00	
	小計 銘柄数：5			30,687,745.00	
				(423,184,003)	
	組入時価比率：9.3%			9.4%	
シンガポールド ル	DBS GROUP HLDGS	47,000	25.83	1,214,010.00	
	小計 銘柄数：1			1,214,010.00	
				(96,732,316)	
	組入時価比率：2.1%			2.1%	
ルピア	BANK MANDIRI	632,200	8,000.00	5,057,600,000.00	
	小計 銘柄数：1			5,057,600,000.00	
				(38,943,520)	
	組入時価比率：0.9%			0.9%	
ウォン	KB FINANCIAL GROUP INC	14,398	45,750.00	658,708,500.00	
	小計 銘柄数：1			658,708,500.00	
				(61,457,503)	
	組入時価比率：1.3%			1.4%	
新台湾ドル	FUBON FINANCIAL HOLDING CO LTD	312,000	45.80	14,289,600.00	

小計	銘柄数：1			14,289,600.00 (49,584,912) 1.1%
	組入時価比率：1.1%			
	インドルピー	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	20,323	2,195.45
小計	銘柄数：1			44,618,130.35 (70,050,464) 1.6%
	組入時価比率：1.5%			
	ランド	SANLAM LIMITED	61,683	77.99
小計	銘柄数：1			4,810,657.17 (36,560,994) 0.8%
	組入時価比率：0.8%			
	合計			

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2019年6月28日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【野村世界業種別投資シリーズ（世界半導体株投資）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第9期 (2018年 6月28日現在)	第10期 (2019年 6月28日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	68,068,282	14,365,798
コール・ローン	366,281,904	714,503,261
株式	7,001,113,276	8,821,520,065
派生商品評価勘定	-	166,440
未収配当金	31,904,501	43,509,951
流動資産合計	7,467,367,963	9,594,065,515
資産合計	7,467,367,963	9,594,065,515
負債の部		
流動負債		
未払金	-	145,338,301
未払収益分配金	261,636,295	310,230,702
未払解約金	12,726,437	13,938,509
未払受託者報酬	2,974,022	2,302,045
未払委託者報酬	60,755,004	47,027,542
未払利息	748	1,318
その他未払費用	127,395	98,601
流動負債合計	338,219,901	518,937,018
負債合計	338,219,901	518,937,018
純資産の部		
元本等		
元本	2,295,055,221	3,071,591,111
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,834,092,841	6,003,537,386
（分配準備積立金）	52,410,130	18,303,549
元本等合計	7,129,148,062	9,075,128,497
純資産合計	7,129,148,062	9,075,128,497
負債純資産合計	7,467,367,963	9,594,065,515

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第9期 自 2017年 6月29日 至 2018年 6月28日	第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日
営業収益		
受取配当金	126,712,024	137,516,585
受取利息	119,500	485,838
有価証券売買等損益	1,075,038,723	△75,691,879
為替差損益	△114,590,465	△179,683,624
その他収益	-	220,379
営業収益合計	1,087,279,782	△117,152,701
営業費用		
支払利息	107,532	130,750
受託者報酬	5,083,487	4,826,327
委託者報酬	103,848,314	98,595,075
その他費用	3,118,978	2,687,124
営業費用合計	112,158,311	106,239,276
営業利益又は営業損失（△）	975,121,471	△223,391,977
経常利益又は経常損失（△）	975,121,471	△223,391,977
当期純利益又は当期純損失（△）	975,121,471	△223,391,977
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	704,138,048	87,881,156
期首剰余金又は期首欠損金（△）	2,771,874,102	4,834,092,841
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,188,010,301	5,510,353,853
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,188,010,301	5,510,353,853
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,135,138,690	3,719,405,473
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,135,138,690	3,719,405,473
分配金	261,636,295	310,230,702
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,834,092,841	6,003,537,386

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
5.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2018年 6月29日から2019年 6月28日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第9期 2018年 6月28日現在	第10期 2019年 6月28日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 2,295,055,221口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 3,071,591,111口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 3.1063円 (10,000口当たり純資産額) (31,063円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.9545円 (10,000口当たり純資産額) (29,545円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第9期 自 2017年 6月29日 至 2018年 6月28日	第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日
---------------------------------------	--

1.運用の外部委託費用

当ファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)及びNOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.(ノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インク)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED

支払金額 24,166,482円

NOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.

支払金額 2,423,380円

2.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	75,138,014円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	195,845,409円
収益調整金額	C	4,781,682,711円
分配準備積立金額	D	43,063,002円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,095,729,136円
当ファンドの期末残存口数	F	2,295,055,221口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	22,203円
10,000口当たり分配金額	H	1,140円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	261,636,295円

3.その他費用

その他費用のうち2,890,442円は、外貨建資産の保管等に要する費用であります。

1.運用の外部委託費用

当ファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)及びNOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.(ノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インク)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED

支払金額 22,937,859円

NOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.

支払金額 2,300,175円

2.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	25,254,732円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	6,264,748,628円
分配準備積立金額	D	23,764,728円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,313,768,088円
当ファンドの期末残存口数	F	3,071,591,111口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	20,555円
10,000口当たり分配金額	H	1,010円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	310,230,702円

3.その他費用

その他費用のうち2,469,568円は、外貨建資産の保管等に要する費用であります。

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第9期 自 2017年 6月29日 至 2018年 6月28日	第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	1.金融商品に対する取組方針 同左 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 同左
---	---

(2)金融商品の時価等に関する事項

第9期 2018年 6月28日現在	第10期 2019年 6月28日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の 3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第9期 自 2017年 6月29日 至 2018年 6月28日	第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第9期 自 2017年 6月29日 至 2018年 6月28日	第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日
期首元本額 1,649,838,748円	期首元本額 2,295,055,221円
期中追加設定元本額 2,849,296,491円	期中追加設定元本額 2,524,202,852円
期中一部解約元本額 2,204,080,018円	期中一部解約元本額 1,747,666,962円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第9期 自 2017年 6月29日 至 2018年 6月28日	第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
株式	618,471,982	△28,475,964
合計	618,471,982	△28,475,964

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第9期(2018年 6月28日現在)				第10期(2019年 6月28日現在)			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年 超				うち1年 超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
買建	—	—	—	—	162,431,633	—	162,598,073	166,440
米ドル	—	—	—	—	125,611,584	—	125,760,618	149,034
ユーロ	—	—	—	—	14,267,103	—	14,282,455	15,352
新台湾ドル	—	—	—	—	22,552,946	—	22,555,000	2,054
合計	—	—	—	—	162,431,633	—	162,598,073	166,440

（注）時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2019年6月28日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	東京エレクトロン	6,100	15,120.00	92,232,000	
		小計 銘柄数：1			92,232,000	
		組入時価比率：1.0%			1.0%	
	米ドル	ANALOG DEVICES INC	30,382	112.84	3,428,304.88	
		APPLIED MATERIALS	63,977	44.69	2,859,132.13	
		BROADCOM INC	28,923	285.71	8,263,590.33	
		INTEL CORP	282,345	47.46	13,400,093.70	
		KLA TENCOR CORP	9,400	117.74	1,106,756.00	
		LAM RESEARCH	7,891	186.13	1,468,751.83	
		MAXIM INTEGRATED PRODUCTS	18,300	60.15	1,100,745.00	
		MICROCHIP TECHNOLOGY	19,500	87.14	1,699,230.00	
		MICRON TECHNOLOGY	35,177	38.07	1,339,188.39	
		NVIDIA CORP	42,700	163.23	6,969,921.00	
		NXP SEMICONDUCTORS NV	25,200	99.23	2,500,596.00	
		QUALCOMM INC	59,400	75.43	4,480,542.00	
		TEXAS INSTRUMENTS INC	69,053	115.86	8,000,480.58	
		TOWER SEMICONDUCTOR LTD	11,300	15.51	175,263.00	
		XILINX INC	15,899	118.18	1,878,943.82	
		小計 銘柄数：15			58,671,538.66	
					(6,324,205,152)	

		組入時価比率：69.7%			71.8%	
ユーロ	ASML HOLDING NV		27,808	179.70	4,997,097.60	
		INFINEON TECHNOLOGIES AG	113,626	15.24	1,732,569.24	
		STMICROELECTRONICS NV	9,287	15.39	142,926.93	
	小計	銘柄数：3			6,872,593.77	
					(841,824,010)	
		組入時価比率：9.3%			9.5%	
	スイスフラン	AMS AG	6,558	36.30	238,055.40	
		小計			238,055.40	
		銘柄数：1			(26,293,218)	
		組入時価比率：0.3%			0.3%	
ウォン	SK HYNIX INC	13,241	70,200.00	929,518,200.00		
	小計	銘柄数：1			929,518,200.00	
					(86,724,048)	
新台湾ドル		組入時価比率：1.0%			1.0%	
	ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LTD	526,514	62.80	33,065,079.20		
		TAIWAN SEMICONDUCTOR	1,587,000	240.50	381,673,500.00	
		WIN SEMICONDUCTORS CORP	16,236	197.00	3,198,492.00	
	小計	銘柄数：3			417,937,071.20	
					(1,450,241,637)	
		組入時価比率：16.0%			16.4%	
合計					8,821,520,065	
					(8,729,288,065)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2019年6月28日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

【野村世界業種別投資シリーズ（世界資源株投資）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第9期 (2018年 6月28日現在)	第10期 (2019年 6月28日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	4,651,239	5,594,366
コール・ローン	15,455,623	55,757,880
株式	666,819,419	740,290,509
未収配当金	301,362	707,894
流動資産合計	687,227,643	802,350,649
資産合計	687,227,643	802,350,649
負債の部		
流動負債		
未払金	-	10,761,456
未払収益分配金	7,798,588	6,494,284
未払解約金	-	7,241,045
未払受託者報酬	267,364	291,501
未払委託者報酬	5,461,658	5,954,955
未払利息	31	102
その他未払費用	11,398	12,430
流動負債合計	13,539,039	30,755,773
負債合計	13,539,039	30,755,773
純資産の部		
元本等		
元本	519,905,902	649,428,456
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	153,782,702	122,166,420
（分配準備積立金）	29,288,458	23,087,601
元本等合計	673,688,604	771,594,876
純資産合計	673,688,604	771,594,876
負債純資産合計	687,227,643	802,350,649

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第9期 自 2017年 6月29日 至 2018年 6月28日	第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日
営業収益		
受取配当金	26,086,356	26,406,405
受取利息	81,339	46,819
有価証券売買等損益	114,669,729	△25,796,209
為替差損益	△2,012,845	△13,775,860
その他収益	47,210	1
営業収益合計	138,871,789	△13,118,844
営業費用		
支払利息	10,204	12,259
受託者報酬	633,871	554,291
委託者報酬	12,948,970	11,323,489
その他費用	1,029,640	714,159
営業費用合計	14,622,685	12,604,198
営業利益又は営業損失（△）	124,249,104	△25,723,042
経常利益又は経常損失（△）	124,249,104	△25,723,042
当期純利益又は当期純損失（△）	124,249,104	△25,723,042
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	73,282,327	2,065,207
期首剰余金又は期首欠損金（△）	126,924,076	153,782,702
剰余金増加額又は欠損金減少額	103,429,312	71,984,635
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	103,429,312	71,984,635
剰余金減少額又は欠損金増加額	119,738,875	69,318,384
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	119,738,875	69,318,384
分配金	7,798,588	6,494,284
期末剰余金又は期末欠損金（△）	153,782,702	122,166,420

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
5.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2018年 6月29日から2019年 6月28日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第9期 2018年 6月28日現在	第10期 2019年 6月28日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 519,905,902口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 649,428,456口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2958円 (10,000口当たり純資産額) (12,958円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1881円 (10,000口当たり純資産額) (11,881円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第9期 自 2017年 6月29日 至 2018年 6月28日	第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日
1.運用の外部委託費用	1.運用の外部委託費用

当ファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)及びNOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.(ノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インク)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED

支払金額 3,006,514円

NOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.

支払金額 301,489円

2. 分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	13,812,590円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	12,404,157円
収益調整金額	C	124,494,244円
分配準備積立金額	D	10,870,299円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	161,581,290円
当ファンドの期末残存口数	F	519,905,902口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,107円
10,000口当たり分配金額	H	150円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	7,798,588円

3. その他費用

その他費用のうち987,861円は、外貨建資産の保管等に要する費用であります。

当ファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)及びNOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.(ノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インク)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED

支払金額 2,633,164円

NOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.

支払金額 264,050円

2. 分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,200,563円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	150,138,642円
分配準備積立金額	D	19,381,322円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	179,720,527円
当ファンドの期末残存口数	F	649,428,456口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,767円
10,000口当たり分配金額	H	100円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	6,494,284円

3. その他費用

その他費用のうち670,390円は、外貨建資産の保管等に要する費用であります。

（金融商品に関する注記）

(1) 金融商品の状況に関する事項

第9期 自 2017年 6月29日 至 2018年 6月28日	第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左

3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3.金融商品に係るリスク管理体制 同左
---	-----------------------------------

(2)金融商品の時価等に関する事項

第9期 2018年 6月28日現在	第10期 2019年 6月28日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第9期 自 2017年 6月29日 至 2018年 6月28日	第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第9期 自 2017年 6月29日 至 2018年 6月28日	第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日
--	---

期首元本額	906,425,365円	期首元本額	519,905,902円
期中追加設定元本額	379,173,535円	期中追加設定元本額	392,898,893円
期中一部解約元本額	765,692,998円	期中一部解約元本額	263,376,339円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第9期 自 2017年 6月29日 至 2018年 6月28日	第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
株式	60,991,086	△28,863,865
合計	60,991,086	△28,863,865

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(2019年6月28日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	信越化学工業	1,300	10,035.00	13,045,500	
		三菱ケミカルホールディングス	2,800	752.60	2,107,280	
		ダイセル	4,000	958.00	3,832,000	
		関西ペイント	3,700	2,259.00	8,358,300	
		J X T Gホールディングス	17,300	534.40	9,245,120	
		太平洋セメント	2,000	3,260.00	6,520,000	
		日本製鉄	2,700	1,849.00	4,992,300	
		小計			48,100,500	
		銘柄数：7				
		組入時価比率：6.2%			6.5%	
	米ドル	HALLIBURTON CO	4,650	22.73	105,694.50	
		SCHLUMBERGER LTD	800	39.11	31,288.00	
		TECHNIPFMC PLC	2,400	25.34	60,816.00	
		CHEVRON CORP	3,950	123.11	486,284.50	
		CONOCOPHILLIPS	3,900	61.27	238,953.00	
		EOG RESOURCES INC	2,380	92.11	219,221.80	
		EXXON MOBIL CORP	7,543	75.82	571,910.26	

	HOLLYFRONTIER CORP	300	45.24	13,572.00	
	MARATHON PETROLEUM CORP	2,400	54.37	130,488.00	
	NOBLE ENERGY INC	2,400	21.82	52,368.00	
	PHILLIPS 66	1,500	91.75	137,625.00	
	ALBEMARLE CORP	2,000	69.52	139,040.00	
	CORTEVA INC	3,029	29.57	89,567.53	
	DUPONT DE NEMOURS INC	3,029	73.83	223,631.07	
	LYONDELLBASELL INDU-CL A	2,300	86.64	199,272.00	
	NUCOR CORP	1,753	54.57	95,661.21	
小計	銘柄数：16			2,795,392.87 (301,315,397)	
	組入時価比率：39.1%			40.8%	
カナダドル	CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD	4,440	35.16	156,110.40	
	ENBRIDGE INC	5,300	46.58	246,874.00	
	SUNCOR ENERGY INC	7,421	40.73	302,257.33	
	TC ENERGY CORP	4,700	64.26	302,022.00	
	NUTRIEN LTD	892	70.30	62,707.60	
	BARRICK GOLD	5,254	20.59	108,179.86	
小計	銘柄数：6			1,178,151.19 (96,997,187)	
	組入時価比率：12.6%			13.1%	
ユーロ	ENI SPA	13,513	14.46	195,479.05	
	SNAM SPA	31,635	4.46	141,155.37	
	AIR LIQUIDE	808	121.75	98,374.00	
	BASF SE	2,800	63.08	176,624.00	
	LANXESS	386	51.44	19,855.84	
	LINDE PLC	828	174.95	144,858.60	
	UMICORE	1,699	28.09	47,724.91	
	CRH PLC	984	28.55	28,093.20	
小計	銘柄数：8			852,164.97 (104,381,687)	
	組入時価比率：13.5%			14.1%	
英ポンド	BP PLC	48,257	5.50	265,751.29	
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	10,605	25.82	273,874.12	
	CRODA INTERNATIONAL PLC	598	51.50	30,797.00	
	ANGLO AMERICAN PLC	3,268	22.10	72,222.80	
	RIO TINTO PLC-REG	4,105	48.28	198,209.92	
小計	銘柄数：5			840,855.13 (114,835,585)	
	組入時価比率：14.9%			15.5%	
ノルウェーク ローネ	YARA INTERNATIONAL ASA	719	408.00	293,352.00	
小計	銘柄数：1			293,352.00	

					(3,716,769)	
		組入時価比率：0.5%			0.5%	
豪ドル	WOODSIDE PETROLEUM		2,147	37.15	79,761.05	
	AMCOR PLC-CDI		8,394	16.45	138,081.30	
	BHP GROUP LIMITED		9,378	41.95	393,407.10	
	小計 銘柄数：3				611,249.45	
					(46,143,220)	
		組入時価比率：6.0%			6.2%	
香港ドル	CNOOC LTD		37,000	13.46	498,020.00	
	ANHUI CONCH CEMENT CO.LTD-H		4,500	49.20	221,400.00	
	小計 銘柄数：2				719,420.00	
					(9,920,801)	
		組入時価比率：1.3%			1.3%	
ウォン	S-OIL CORPORATION		1,083	84,000.00	90,972,000.00	
	小計 銘柄数：1				90,972,000.00	
					(8,487,687)	
		組入時価比率：1.1%			1.1%	
ランド	ANGLOGOLD ASHANTI LTD		3,321	253.24	841,010.04	
	小計 銘柄数：1				841,010.04	
					(6,391,676)	
		組入時価比率：0.8%			0.9%	
合計					740,290,509	
					(692,190,009)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2019年6月28日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【野村世界業種別投資シリーズ（世界ヘルスケア株投資）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第9期 (2018年 6月28日現在)	第10期 (2019年 6月28日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	8,933,402	517,144
コール・ローン	75,777,799	65,594,356
株式	1,630,372,358	1,287,669,383
未収配当金	1,315,137	995,299
流動資産合計	1,716,398,696	1,354,776,182
資産合計	1,716,398,696	1,354,776,182
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	48,708,968	39,671,030
未払解約金	12,724,688	3,019,292
未払受託者報酬	616,388	557,802
未払委託者報酬	12,591,827	11,395,094
未払利息	154	121
その他未払費用	26,356	23,849
流動負債合計	74,668,381	54,667,188
負債合計	74,668,381	54,667,188
純資産の部		
元本等		
元本	726,999,528	543,438,771
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	914,730,787	756,670,223
（分配準備積立金）	1,367,517	22,143,789
元本等合計	1,641,730,315	1,300,108,994
純資産合計	1,641,730,315	1,300,108,994
負債純資産合計	1,716,398,696	1,354,776,182

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第9期 自 2017年 6月29日 至 2018年 6月28日	第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日
営業収益		
受取配当金	28,307,219	27,485,139
受取利息	80,817	108,947
有価証券売買等損益	607,302	150,232,857
為替差損益	△36,119,769	△34,788,267
営業収益合計	△7,124,431	143,038,676
営業費用		
支払利息	19,127	36,156
受託者報酬	1,177,872	1,127,261
委託者報酬	24,062,071	23,028,308
その他費用	806,366	738,067
営業費用合計	26,065,436	24,929,792
営業利益又は営業損失（△）	△33,189,867	118,108,884
経常利益又は経常損失（△）	△33,189,867	118,108,884
当期純利益又は当期純損失（△）	△33,189,867	118,108,884
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,306,689	69,833,205
期首剰余金又は期首欠損金（△）	820,370,588	914,730,787
剰余金増加額又は欠損金減少額	693,337,129	590,862,909
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	693,337,129	590,862,909
剰余金減少額又は欠損金増加額	514,771,406	757,528,122
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	514,771,406	757,528,122
分配金	48,708,968	39,671,030
期末剰余金又は期末欠損金（△）	914,730,787	756,670,223

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
5.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2018年 6月29日から2019年 6月28日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第9期 2018年 6月28日現在	第10期 2019年 6月28日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 726,999,528口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 543,438,771口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.2582円 (10,000口当たり純資産額) (22,582円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.3924円 (10,000口当たり純資産額) (23,924円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第9期 自 2017年 6月29日 至 2018年 6月28日	第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日
1.運用の外部委託費用	1.運用の外部委託費用

当ファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)及びNOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.(ノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インク)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED

支払金額 5,595,488円

NOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.

支払金額 561,107円

2. 分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	815,358円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	930,811,259円
分配準備積立金額	D	31,813,138円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	963,439,755円
当ファンドの期末残存口数	F	726,999,528口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	13,252円
10,000口当たり分配金額	H	670円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	48,708,968円

当ファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)及びNOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.(ノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インク)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED

支払金額 5,349,661円

NOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.

支払金額 536,456円

2. 分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	15,353,209円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	17,092,125円
収益調整金額	C	763,328,689円
分配準備積立金額	D	567,230円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	796,341,253円
当ファンドの期末残存口数	F	543,438,771口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	14,653円
10,000口当たり分配金額	H	730円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	39,671,030円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第9期 自 2017年 6月29日 至 2018年 6月28日	第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	同左
---	----

(2)金融商品の時価等に関する事項

第9期 2018年 6月28日現在	第10期 2019年 6月28日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第9期 自 2017年 6月29日 至 2018年 6月28日	第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第9期 自 2017年 6月29日 至 2018年 6月28日	第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日
期首元本額	期首元本額
601,335,339円	726,999,528円

期中追加設定元本額	502,512,737円	期中追加設定元本額	394,299,184円
期中一部解約元本額	376,848,548円	期中一部解約元本額	577,859,941円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第9期 自 2017年 6月29日 至 2018年 6月28日	第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
株式	△2,478,025	76,472,536
合計	△2,478,025	76,472,536

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2019年6月28日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	武田薬品工業	2,200	3,823.00	8,410,600	
		アステラス製薬	3,700	1,535.00	5,679,500	
		中外製薬	1,300	7,040.00	9,152,000	
		参天製薬	5,800	1,785.00	10,353,000	
		小計 銘柄数：4			33,595,100	
		組入時価比率：2.6%			2.6%	
	米ドル	ABBOTT LABORATORIES	4,793	83.69	401,126.17	
		ALIGN TECHNOLOGY INC	200	269.95	53,990.00	
		BECTON, DICKINSON	1,200	249.15	298,980.00	
		DANAHER CORP	1,700	141.98	241,366.00	
		MEDTRONIC PLC	5,400	97.48	526,392.00	
		STRYKER CORP	1,700	202.54	344,318.00	
		ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	1,400	115.38	161,532.00	
		AMERISOURCEBERGEN CORP	947	85.63	81,091.61	
		ANTHEM INC	500	282.42	141,210.00	
		CIGNA CORP	2,446	157.89	386,198.94	
		CVS HEALTH CORP	5,200	54.74	284,648.00	

	HUMANA INC	500	264.60	132,300.00	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	2,783	246.34	685,564.22	
	ABBVIE INC	4,693	70.00	328,510.00	
	ALEXION PHARMACEUTICALS INC	300	126.11	37,833.00	
	AMGEN INC	2,795	184.02	514,335.90	
	BIOGEN INC	550	239.77	131,873.50	
	BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	1,000	84.03	84,030.00	
	CELGENE CORP	1,272	92.35	117,469.20	
	GILEAD SCIENCES INC	6,400	67.08	429,312.00	
	ALLERGAN PLC	200	166.01	33,202.00	
	BRISTOL MYERS SQUIBB	6,801	45.10	306,725.10	
	ELI LILLY & CO.	1,900	111.47	211,793.00	
	JOHNSON & JOHNSON	7,511	140.69	1,056,722.59	
	MERCK & CO INC	8,333	83.83	698,555.39	
	PFIZER INC	12,873	43.43	559,074.39	
	TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	2,700	9.08	24,516.00	
	ILLUMINA INC	300	356.50	106,950.00	
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	1,000	293.77	293,770.00	
	WATERS CORP	1,600	213.47	341,552.00	
	小計 銘柄数：30			9,014,941.01	
				(971,720,491)	
	組入時価比率：74.7%			75.4%	
ユーロ	FRESENIUS SE & CO KGAA	4,477	47.88	214,358.76	
	BAYER AG-REG	1,760	60.86	107,113.60	
	SANOFI	3,194	75.68	241,721.92	
	小計 銘柄数：3			563,194.28	
				(68,985,667)	
	組入時価比率：5.3%			5.4%	
英ポンド	ASTRAZENECA PLC	3,613	64.09	231,557.17	
	GLAXOSMITHKLINE PLC	6,754	15.82	106,848.28	
	小計 銘柄数：2			338,405.45	
				(46,216,032)	
	組入時価比率：3.6%			3.6%	
スイスフラン	ALCON INC	695	58.78	40,852.10	
	NOVARTIS AG-REG	3,393	89.21	302,689.53	
	ROCHE HOLDING (GENUSSCHEINE)	2,605	273.55	712,597.75	
	小計 銘柄数：3			1,056,139.38	
				(116,650,594)	
	組入時価比率：9.0%			9.1%	
デンマーククローネ	NOVO NORDISK A/S-B	9,203	334.40	3,077,483.20	
	小計 銘柄数：1			3,077,483.20	
				(50,501,499)	

		組入時価比率：3.9%			3.9%	
合計					1,287,669,383	
					(1,254,074,283)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2019年6月28日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【野村世界業種別投資シリーズ（マネープール・ファンド）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第9期 (2018年 6月28日現在)	第10期 (2019年 6月28日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	58,074	1,645,645
親投資信託受益証券	16,033,429	10,890,913
流動資産合計	16,091,503	12,536,558
資産合計	16,091,503	12,536,558
負債の部		
流動負債		
未払解約金	24,997	1,623,598
未払委託者報酬	25	49
未払利息	-	3
流動負債合計	25,022	1,623,650
負債合計	25,022	1,623,650
純資産の部		
元本等		
元本	16,064,495	10,913,978
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,986	△1,070
（分配準備積立金）	60,316	39,148
元本等合計	16,066,481	10,912,908
純資産合計	16,066,481	10,912,908
負債純資産合計	16,091,503	12,536,558

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第9期 自 2017年 6月29日 至 2018年 6月28日	第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日
営業収益		
有価証券売買等損益	△1,284	△2,516
営業収益合計	△1,284	△2,516
営業費用		
支払利息	89	369
委託者報酬	53	78
営業費用合計	142	447
営業利益又は営業損失（△）	△1,426	△2,963
経常利益又は経常損失（△）	△1,426	△2,963
当期純利益又は当期純損失（△）	△1,426	△2,963
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1,265	△2,453
期首剰余金又は期首欠損金（△）	2,739	1,986
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,341	133
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	133
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,341	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,933	2,679
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,933	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	2,679
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,986	△1,070

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2018年 6月29日から2019年 6月28日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第9期 2018年 6月28日現在	第10期 2019年 6月28日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 16,064,495口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 10,913,978口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0001円 (10,000口当たり純資産額) (10,001円)	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 1,070円 3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9999円 (10,000口当たり純資産額) (9,999円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第9期 自 2017年 6月29日 至 2018年 6月28日	第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日																																																
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>52,984円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>456,212円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>7,332円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>516,528円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>16,064,495口</td></tr><tr><td>10,000口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>321円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	52,984円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	456,212円	分配準備積立金額	D	7,332円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	516,528円	当ファンドの期末残存口数	F	16,064,495口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	321円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>38,287円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>370,304円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>861円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>409,452円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>10,913,978口</td></tr><tr><td>10,000口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>375円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	38,287円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	370,304円	分配準備積立金額	D	861円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	409,452円	当ファンドの期末残存口数	F	10,913,978口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	375円
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	52,984円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																															
収益調整金額	C	456,212円																																															
分配準備積立金額	D	7,332円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	516,528円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	16,064,495口																																															
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	321円																																															
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	38,287円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																															
収益調整金額	C	370,304円																																															
分配準備積立金額	D	861円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	409,452円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	10,913,978口																																															
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	375円																																															

10,000口当たり分配金額	H	0円	10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	0円	収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	0円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第9期 自 2017年 6月29日 至 2018年 6月28日	第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	1.金融商品に対する取組方針 同左 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第9期 2018年 6月28日現在	第10期 2019年 6月28日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法

親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
---	----

（関連当事者との取引に関する注記）

第9期 自 2017年 6月29日 至 2018年 6月28日	第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第9期 自 2017年 6月29日 至 2018年 6月28日	第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日
期首元本額 11,259,616円	期首元本額 16,064,495円
期中追加設定元本額 34,692,431円	期中追加設定元本額 76,971,221円
期中一部解約元本額 29,887,552円	期中一部解約元本額 82,121,738円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第9期 自 2017年 6月29日 至 2018年 6月28日	第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,570	1,066
合計	1,570	1,066

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(2019年6月28日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2019年6月28日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	10,672,135	10,890,913	
	小計	銘柄数：1	10,672,135	10,890,913	
		組入時価比率：99.8%		100.0%	
合計				10,890,913	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「野村世界業種別投資シリーズ（マネープール・ファンド）」は「野村マネー マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
 なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

野村マネー マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

(2019年 6月28日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	3,469,265,480
地方債証券	1,218,905,992
特殊債券	1,702,477,068
社債券	2,306,904,252
コマーシャル・ペーパー	499,997,586
未収利息	1,924,521
前払費用	12,321,618
流動資産合計	9,211,796,517
資産合計	9,211,796,517
負債の部	
流動負債	
未払金	751,400,500
未払利息	6,400
流動負債合計	751,406,900
負債合計	751,406,900
純資産の部	
元本等	
元本	8,290,763,509
剰余金	

(2019年 6月28日現在)

期末剰余金又は期末欠損金（△）	169,626,108
元本等合計	8,460,389,617
純資産合計	8,460,389,617
負債純資産合計	9,211,796,517

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 コマーシャル・ペーパー 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2019年 6月28日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0205円
(10,000口当たり純資産額)	(10,205円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2019年 6月28日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
地方債証券、特殊債券、社債券	
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	
コマーシャル・ペーパー	
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2019年 6月28日現在	
期首	2018年 6月29日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	14,807,766,698円
同期中における追加設定元本額	550,694,849円
同期中における一部解約元本額	7,067,698,038円
期末元本額	8,290,763,509円
期末元本額の内訳※	
野村米国ハイ・イールド債券投信（マネープールファンド）年2回決算型	18,877,601円
野村日本ブランド株投資（マネープールファンド）年2回決算型	109,466,358円
野村世界業種別投資シリーズ（マネープール・ファンド）	10,672,135円
ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）	64,709,311円
野村新エマージング債券投信（マネープールファンド）年2回決算型	2,513,115円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（マネープールファンド）年2回決算型	1,230,043円
野村グローバルC B投信（マネープールファンド）年2回決算型	837,995円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（マネープールファンド）年2回決算型	13,253,393円
ネクストコア	19,922,154円
野村世界高金利通貨投信	151,953,753円
野村新世界高金利通貨投信	982,608円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（欧州通貨コース）	982,609円

欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（円コース）	982,609円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（豪ドルコース）	982,609円
野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）毎月分配型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年2回決算型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）年2回決算型	9,826円
野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年2回決算型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型	98,260円
野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年2回決算型	98,261円
野村日本ブランド株投資（円コース）毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）毎月分配型	982,608円
野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982,608円
野村日本ブランド株投資（南アフリカランドコース）毎月分配型	98,261円
野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）毎月分配型	982,607円
野村日本ブランド株投資（円コース）年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資（南アフリカランドコース）年2回決算型	98,260円
野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）年2回決算型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	98,261円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年2回決算型	98,260円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型	98,261円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年2回決算型	98,260円
野村新エマージング債券投信（円コース）毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型	98,261円
野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型	982,607円
野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型	98,261円
野村新エマージング債券投信（中国元コース）毎月分配型	982,607円
野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信（円コース）年2回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信（米ドルコース）年2回決算型	98,261円
野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）年2回決算型	98,260円
野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型	9,826円

野村新エマージング債券投信（中国元コース）年2回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）年2回決算型	98,261円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（資源国通貨コース）毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（アジア通貨コース）毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（資源国通貨コース）年2回決算型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（アジア通貨コース）年2回決算型	984,834円
野村高金利国際機関債投信（毎月分配型）	49,354,623円
野村アジアC B投信（毎月分配型）	982,608円
野村グローバルC B投信（円コース）毎月分配型	984,543円
野村グローバルC B投信（資源国通貨コース）毎月分配型	984,543円
野村グローバルC B投信（アジア通貨コース）毎月分配型	984,543円
野村グローバルC B投信（円コース）年2回決算型	984,543円
野村グローバルC B投信（資源国通貨コース）年2回決算型	984,543円
野村グローバルC B投信（アジア通貨コース）年2回決算型	984,543円
ノムラ新興国債券ファンズ（野村SMA向け）	10,000円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（円コース）毎月分配型	984,252円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（米ドルコース）毎月分配型	98,261円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（豪ドルコース）毎月分配型	984,252円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	984,252円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（円コース）年2回決算型	984,252円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（米ドルコース）年2回決算型	98,261円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（豪ドルコース）年2回決算型	984,252円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	984,252円
野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）年2回決算型	982,609円
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）年2回決算型	982,609円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（円コース）毎月分配型	982,607円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（資源国通貨コース）毎月分配型	982,607円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（アジア通貨コース）毎月分配型	982,608円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（円コース）年2回決算型	98,261円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（資源国通貨コース）年2回決算型	98,261円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（アジア通貨コース）年2回決算型	98,261円
野村米国ブランド株投資（円コース）毎月分配型	98,261円
野村米国ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型	983,768円
野村米国ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型	983,768円
野村米国ブランド株投資（円コース）年2回決算型	983,768円
野村米国ブランド株投資（資源国通貨コース）年2回決算型	983,768円
野村米国ブランド株投資（アジア通貨コース）年2回決算型	983,768円
ノムラ・グローバルトレンド（円コース）毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（資源国通貨コース）毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（アジア通貨コース）毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（円コース）年2回決算型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（資源国通貨コース）年2回決算型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（アジア通貨コース）年2回決算型	983,672円
野村テンプレート・トータル・リターン Aコース	983,381円

野村テンプレトン・トータル・リターン Bコース	98,261円
野村テンプレトン・トータル・リターン Cコース	983,381円
野村テンプレトン・トータル・リターン Dコース	983,381円
野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,609円
野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年2回決算型	98,262円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,609円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（通貨セレクトコース）年2回決算型	98,261円
野村グローバル高配当株プレミアム（円コース）毎月分配型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム（円コース）年2回決算型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	983,091円
野村アジアハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（アジア通貨セレクトコース）毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（アジア通貨セレクトコース）年2回決算型	982,898円
野村豪ドル債オープン・プレミアム毎月分配型	982,801円
野村豪ドル債オープン・プレミアム年2回決算型	491,401円
野村グローバルREITプレミアム（円コース）毎月分配型	982,608円
野村グローバルREITプレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,608円
野村グローバルREITプレミアム（円コース）年2回決算型	982,608円
野村グローバルREITプレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,608円
野村日本高配当株プレミアム（円コース）毎月分配型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム（円コース）年2回決算型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,415円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（円コース）毎月分配型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（円コース）年2回決算型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,029円
野村カルミニャック・ファンド Aコース	981,547円
野村カルミニャック・ファンド Bコース	981,547円
野村通貨選択日本株投信（米ドルコース）毎月分配型	981,451円
野村通貨選択日本株投信（ユーロコース）毎月分配型	1,813円
野村通貨選択日本株投信（豪ドルコース）毎月分配型	315,476円
野村通貨選択日本株投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	946,340円
野村通貨選択日本株投信（トルコリラコース）毎月分配型	123,377円
野村通貨選択日本株投信（メキシコペソコース）毎月分配型	981,451円
野村通貨選択日本株投信（中国元コース）毎月分配型	41,316円
野村通貨選択日本株投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型	54,497円
野村通貨選択日本株投信（インドルピーコース）毎月分配型	277,875円
野村通貨選択日本株投信（ロシアルーブルコース）毎月分配型	48,092円
野村通貨選択日本株投信（米ドルコース）年2回決算型	981,451円
野村通貨選択日本株投信（ユーロコース）年2回決算型	4,908円
野村通貨選択日本株投信（豪ドルコース）年2回決算型	253,829円
野村通貨選択日本株投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	213,673円
野村通貨選択日本株投信（トルコリラコース）年2回決算型	43,905円

野村通貨選択日本株投信（メキシコペソコース）年2回決算型	774,485円
野村通貨選択日本株投信（中国元コース）年2回決算型	51,703円
野村通貨選択日本株投信（インドネシアルピアコース）年2回決算型	36,381円
野村通貨選択日本株投信（インドルピーコース）年2回決算型	118,445円
野村通貨選択日本株投信（ロシアルーブルコース）年2回決算型	13,741円
野村エマージング債券プレミアム毎月分配型	981,451円
野村エマージング債券プレミアム年2回決算型	981,451円
ノムラ THE USA Aコース	981,258円
ノムラ THE USA Bコース	981,258円
ノムラ THE EUROPE Aコース	98,117円
ノムラ THE EUROPE Bコース	98,117円
野村日本ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型	9,809円
野村日本ブランド株投資（メキシコペソコース）毎月分配型	9,809円
野村日本ブランド株投資（米ドルコース）年2回決算型	9,809円
野村日本ブランド株投資（メキシコペソコース）年2回決算型	9,809円
野村アジアハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型	9,808円
野村アジアハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年2回決算型	9,808円
野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型	9,808円
野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型	9,808円
野村米国ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型	9,807円
野村米国ブランド株投資（米ドルコース）年2回決算型	9,807円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（米ドルコース）毎月分配型	9,807円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（米ドルコース）年2回決算型	9,807円
野村グローバルボンド投信 Aコース	98,049円
野村グローバルボンド投信 Bコース	980,489円
野村グローバルボンド投信 Cコース	98,049円
野村グローバルボンド投信 Dコース	980,489円
野村グローバルボンド投信 Eコース	98,049円
野村グローバルボンド投信 Fコース	980,489円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年2回決算型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型	9,805円
野村高配当インフラ関連株ファンド（円コース）毎月分配型	9,803円
野村高配当インフラ関連株ファンド（米ドルコース）毎月分配型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド（通貨セレクトコース）毎月分配型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド（円コース）年2回決算型	9,803円
野村高配当インフラ関連株ファンド（米ドルコース）年2回決算型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド（通貨セレクトコース）年2回決算型	9,803円
野村新興国高配当株トリプルウイング ブラジルリアル毎月分配型	9,803円
ピムコ・世界インカム戦略ファンド（円コース）	9,803円
ピムコ・世界インカム戦略ファンド（米ドルコース）	9,803円
ピムコ・世界インカム戦略ファンド（世界通貨分散コース）	9,803円
ノムラ新興国債券ファンズ（野村SMA・EW向け）	9,801円
野村ブルーベイ・トータルリターンファンド（野村SMA・EW向け）	9,801円
ノムラ THE ASIA Aコース	97,992円
ノムラ THE ASIA Bコース	979,912円
グローバル・ストック Aコース	97,953円

グローバル・ストック Bコース	979,528円
グローバル・ストック Cコース	97,953円
グローバル・ストック Dコース	979,528円
野村グローバル・クオリティ・グロース Aコース（野村SMA・EW向け）	9,794円
野村グローバル・クオリティ・グロース Bコース（野村SMA・EW向け）	9,794円
野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Aコース（野村SMA・EW向け）	9,794円
野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Bコース（野村SMA・EW向け）	9,794円
野村ファンドラップ債券プレミア	9,795円
野村ファンドラップオルタナティブプレミア	9,795円
野村PIMCO米国投資適格債券戦略ファンド（為替ヘッジあり）毎月分配型	9,797円
野村PIMCO米国投資適格債券戦略ファンド（為替ヘッジあり）年2回決算型	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Aコース	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Bコース	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Cコース	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Dコース	9,797円
第1回 野村短期公社債ファンド	3,037,421円
第2回 野村短期公社債ファンド	3,919,169円
第3回 野村短期公社債ファンド	1,371,897円
第4回 野村短期公社債ファンド	1,077,981円
第5回 野村短期公社債ファンド	1,959,729円
第6回 野村短期公社債ファンド	1,077,981円
第7回 野村短期公社債ファンド	686,093円
第8回 野村短期公社債ファンド	98,261円
第9回 野村短期公社債ファンド	5,094,831円
第10回 野村短期公社債ファンド	1,959,728円
第11回 野村短期公社債ファンド	1,861,757円
第12回 野村短期公社債ファンド	6,664,982円
ノムラスマートプレミアムファンドハイブリッド30（非課税適格機関投資家専用）	5,129,840,665円
ノムラスマートプレミアムファンドハイブリッド50（適格機関投資家転売制限付）	2,050,866,611円
野村日経225ターゲット（公社債運用移行型）Dプライス（適格機関投資家専用）	424,221,200円
野村DC運用戦略ファンド	85,180,134円
野村DCテンプレート・トータル・リターン Aコース	9,818円
野村DCテンプレート・トータル・リターン Bコース	9,818円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	7,492,405円

※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式(2019年6月28日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2019年6月28日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
地方債証券	日本円	大阪府 公募第330回	116,000,000	116,404,496	
		兵庫県 公募平成21年度第23回	100,000,000	100,405,512	
		静岡県 公募平成21年度第4回	100,000,000	100,222,586	
		静岡県 公募平成21年度第5回	100,000,000	100,409,940	
		福岡県 公募平成26年度第4回	100,000,000	100,034,536	
		岐阜県 公募平成21年度第1回	100,000,000	100,445,640	
		共同発行市場地方債 公募第79回	100,000,000	100,432,568	
		熊本県 公募（5年）平成26年度第1回	300,000,000	300,046,414	
		広島市 公募平成21年度第2回	100,000,000	100,449,910	
		鹿児島県 公募（5年）平成26年度第1回	100,000,000	100,054,390	
	小計	銘柄数：10	1,216,000,000	1,218,905,992	
		組入時価比率：14.4%		21.3%	
	合計			1,218,905,992	
特殊債券	日本円	日本政策投資銀行社債 財投機関債第46回	100,000,000	100,049,250	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第67回	100,000,000	100,000,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第53回	400,000,000	401,248,464	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第85回	90,000,000	90,108,330	
		地方公共団体金融機構債券 第2回	500,000,000	500,470,002	
		日本政策金融公庫債券 政府保証第27回	60,000,000	60,036,710	
		国際協力銀行債券 第16回財投機関債	100,000,000	100,452,312	
		商工債券 利付第771回い号	350,000,000	350,112,000	
	小計	銘柄数：8	1,700,000,000	1,702,477,068	
		組入時価比率：20.1%		29.7%	
	合計			1,702,477,068	
社債券	日本円	三井住友信託銀行 第8回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,020,121	
		三井不動産 第37回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,688,190	
		東海旅客鉄道 第16回社債間限定同順位特約付	600,000,000	602,468,712	
		中部電力 第490回	200,000,000	200,204,460	
		中部電力 第492回	350,000,000	351,551,634	
		東北電力 第452回	100,000,000	100,684,000	
		九州電力 第423回	100,000,000	100,222,208	
		北海道電力 第319回	550,000,000	550,647,223	
		電源開発 第28回社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,417,704	

コマーシャル・ ペーパー	小計	銘柄数：9 組入時価比率：27.3%	2,300,000,000	2,306,904,252 40.3%	
	合計			2,306,904,252	
	日本円	三井住友F & L	200,000,000	199,999,245	
		三井住友F & L	100,000,000	99,999,709	
		三井住友F & L	200,000,000	199,998,632	
	小計	銘柄数：3 組入時価比率：5.9%	500,000,000	499,997,586 8.7%	
	合計			499,997,586	
合計				5,728,284,898	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

野村世界業種別投資シリーズ（世界金融株投資）

2019年7月31日現在

I 資産総額	4,396,263,705円
II 負債総額	141,220,117円
III 純資産総額（I－II）	4,255,043,588円
IV 発行済口数	2,724,247,364口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.5619円

野村世界業種別投資シリーズ（世界半導体株投資）

2019年7月31日現在

I 資産総額	10,690,741,833円
II 負債総額	322,713,963円
III 純資産総額（I－II）	10,368,027,870円
IV 発行済口数	3,213,685,305口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	3.2262円

野村世界業種別投資シリーズ（世界資源株投資）

2019年7月31日現在

I 資産総額	762,277,970円
II 負債総額	1,126,812円
III 純資産総額（I－II）	761,151,158円
IV 発行済口数	646,897,153口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.1766円

野村世界業種別投資シリーズ（世界ヘルスケア株投資）

2019年7月31日現在

I 資産総額	1,440,262,925円
II 負債総額	2,613,320円
III 純資産総額（I－II）	1,437,649,605円
IV 発行済口数	601,249,929口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.3911円

野村世界業種別投資シリーズ（マネープール・ファンド）

2019年7月31日現在

I 資産総額	10,896,731円
II 負債総額	5円
III 純資産総額（I－II）	10,896,726円
IV 発行済口数	10,897,810口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9999円

（参考）野村マネー マザーファンド

2019年7月31日現在

I 資産総額	8,539,752,497円
II 負債総額	100,795,014円
III 純資産総額（I－II）	8,438,957,483円
IV 発行済口数	8,269,821,983口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0205円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5)受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2019年7月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

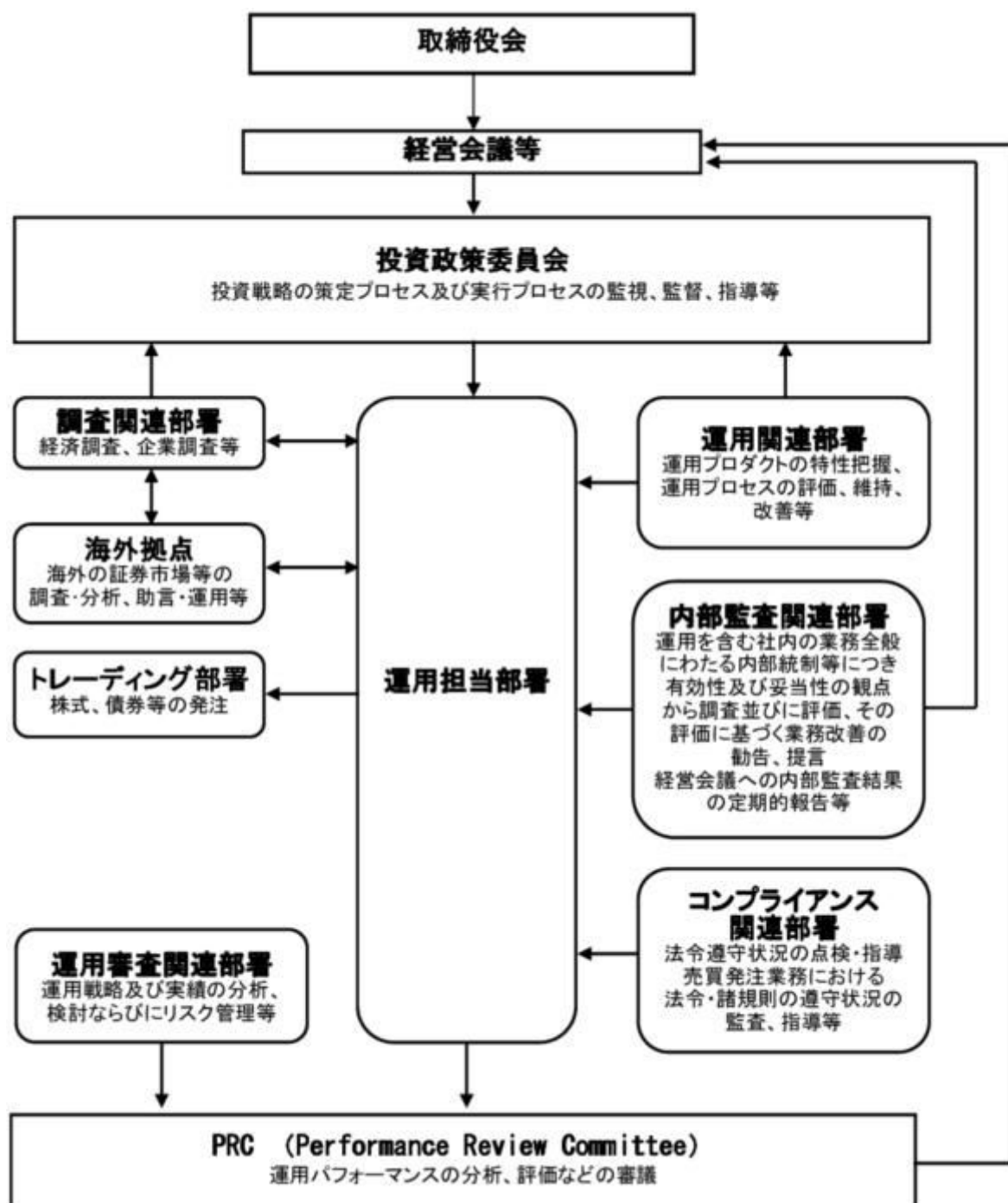
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2019年6月28日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
----	----	------------

追加型株式投資信託	1,025	28,005,123
単位型株式投資信託	178	1,004,188
追加型公社債投資信託	14	5,223,933
単位型公社債投資信託	426	1,725,132
合計	1,643	35,958,375

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けている新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日に名称を変更し、EY新日本有限責任監査法人となりました。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金		919	1,562
金銭の信託		47,936	45,493
有価証券		22,600	19,900
前払金		0	-
前払費用		26	27
未収入金		464	500
未収委託者報酬		24,059	25,246
未収運用受託報酬		6,764	5,933
その他		181	269
貸倒引当金		△15	△15
流動資産計		102,937	98,917
固定資産			
有形固定資産		874	714
建物	※ 2	348	320
器具備品	※ 2	525	393
無形固定資産		7,157	6,438

ソフトウェア		7,156		6,437	
その他		0		0	
投資その他の資産			13,825		18,608
投資有価証券		1,184		1,562	
関係会社株式		9,033		12,631	
従業員長期貸付金		36		-	
長期差入保証金		54		235	
長期前払費用		36		22	
前払年金費用		2,350		2,001	
繰延税金資産		3,074		2,694	
その他		168		168	
貸倒引当金		△0		-	
投資損失引当金		-		△707	
固定資産計			23,969		25,761
資産合計			126,906		124,679

		前事業年度 (2018年3月31日)		当事業年度 (2019年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			133		145
未払金	※ 1		17,853		16,709
未払収益分配金		1		0	
未払償還金		31		25	
未払手数料		7,884		7,724	
関係会社未払金		7,930		7,422	
その他未払金		2,005		1,535	
未払費用	※ 1		12,441		11,704
未払法人税等			2,241		1,560
前受収益			33		29
賞与引当金			4,626		3,792
流動負債計			37,329		33,942
固定負債					
退職給付引当金			2,938		3,219
時効後支払損引当金			548		558
固定負債計			3,486		3,777
負債合計			40,816		37,720
(純資産の部)					
株主資本			86,078		86,924
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			55,168		56,014
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		54,483		55,329	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		29,876		30,723	
評価・換算差額等			11		33

その他有価証券評価差額金			11		33
純資産合計			86,090		86,958
負債・純資産合計			126,906		124,679

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
営業収益			
委託者報酬		115,907	119,196
運用受託報酬		26,200	21,440
その他営業収益		338	355
営業収益計		142,447	140,992
営業費用			
支払手数料		45,252	42,675
広告宣伝費		1,079	1,210
公告費		0	0
調査費		30,516	30,082
調査費		5,830	5,998
委託調査費		24,685	24,083
委託計算費		1,376	1,311
営業雑経費		5,464	5,435
通信費		125	92
印刷費		966	970
協会費		79	86
諸経費		4,293	4,286
営業費用計		83,689	80,715
一般管理費			
給料		11,716	11,113
役員報酬		425	379
給料・手当		6,856	7,067
賞与		4,433	3,666
交際費		132	107
旅費交通費		482	514
租税公課		1,107	1,048
不動産賃借料		1,221	1,223
退職給付費用		1,110	1,474
固定資産減価償却費		2,706	2,835
諸経費		9,131	10,115
一般管理費計		27,609	28,433
営業利益		31,148	31,843

		前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
--	--	--	--

区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	4,031		6,538	
受取利息		4		0	
その他		362		424	
営業外収益計			4,398		6,964
営業外費用					
支払利息		2		1	
金銭の信託運用損		312		489	
時効後支払損引当金繰入額		13		43	
為替差損		46		34	
その他		31		17	
営業外費用計			405		585
経常利益			35,141		38,222
特別利益					
投資有価証券等売却益		20		20	
関係会社清算益	※ 3	-		29	
株式報酬受入益		75		85	
特別利益計			95		135
特別損失					
投資有価証券等評価損		2		938	
関係会社株式評価損		-		161	
固定資産除却損	※ 2	58		310	
投資損失引当金繰入額		-		707	
特別損失計			60		2,118
税引前当期純利益			35,176		36,239
法人税、住民税及び事業税			10,775		10,196
法人税等調整額			△439		370
当期純利益			24,840		25,672

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利 益 剰余金 合 計	
		資 本 準 備 金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金			
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,635	55,927	86,837
当期変動額									
剰余金の配当							△25,598	△25,598	△25,598
当期純利益							24,840	24,840	24,840

株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△758	△758	△758
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	41	41	86,878
当期変動額			
剰余金の配当			△25,598
当期純利益			24,840
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	△29	△29	△29
当期変動額合計	△29	△29	△788
当期末残高	11	11	86,090

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078
当期変動額									
剰余金の配当							△24,826	△24,826	△24,826
当期純利益							25,672	25,672	25,672
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	846	846	846
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924

(単位：百万円)

	評価・換算差額等	
--	----------	--

	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	11	11	86,090
当期変動額			
剰余金の配当			△24,826
当期純利益			25,672
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	21	21	21
当期変動額合計	21	21	868
当期末残高	33	33	86,958

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの … 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 38～50年 附属設備 8～15年 構築物 20年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理方法 6. 連結納税制度の適用	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 (5) 投資損失引当金 子会社等に対する投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要額を計上しております。 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。 連結納税制度を適用しております。
---	---

【 未適用の会計基準等 】

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

【 表示方法の変更に関する注記 】

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期

首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」2,111百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」3,074百万円に含めて表示しております。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2018年3月31日)	当事業年度末 (2019年3月31日)
※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,781百万円	※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,434百万円
※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 708百万円 器具備品 3,491 合計 4,200	※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 736百万円 器具備品 3,106 合計 3,842

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,026百万円 支払利息 2	※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 6,531百万円 支払利息 1
※ 2. 固定資産除却損 建物 4百万円 器具備品 0 ソ フ ト ウ エ 53 ア 合計 58	※ 2. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 3 ソ フ ト ウ エ 307 ア 合計 310
	※ 3. 関係会社清算益 関係会社清算益は、関係会社の清算にともなう清算配当です。

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2017年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,598百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,970円
基準日	2017年3月31日
効力発生日	2017年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,826百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,820円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月25日

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,826百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,820円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,650百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,980円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月28日

◇ 金融商品関係

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	919	919	-
(2)金銭の信託	47,936	47,936	-
(3)未収委託者報酬	24,059	24,059	-
(4)未収運用受託報酬	6,764	6,764	-
(5)有価証券及び投資有価証券	22,600	22,600	-

その他有価証券	22,600	22,600	-
資産計	102,279	102,279	-
(6)未払金	17,853	17,853	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	7,884	7,884	-
関係会社未払金	7,930	7,930	-
その他未払金	2,005	2,005	-
(7)未払費用	12,441	12,441	-
(8)未払法人税等	2,241	2,241	-
負債計	32,536	32,536	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,184百万円、関係会社株式9,033百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	919	-	-	-
金銭の信託	47,936	-	-	-
未収委託者報酬	24,059	-	-	-
未収運用受託報酬	6,764	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	22,600	-	-	-
合計	102,279	-	-	-

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約

に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,562	1,562	-
(2)金銭の信託	45,493	45,493	-
(3)未収委託者報酬	25,246	25,246	-
(4)未収運用受託報酬	5,933	5,933	-
(5)有価証券及び投資有価証券	19,900	19,900	-
その他有価証券	19,900	19,900	-
資産計	98,136	98,136	-
(6)未払金	16,709	16,709	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	25	25	-
未払手数料	7,724	7,724	-
関係会社未払金	7,422	7,422	-
その他未払金	1,535	1,535	-
(7)未払費用	11,704	11,704	-
(8)未払法人税等	1,560	1,560	-
負債計	29,974	29,974	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており

ます。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,562百万円、関係会社株式12,631百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について1,100百万円（投資有価証券938百万円、関係会社株式161百万円）減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,562	-	-	-
金銭の信託	45,493	-	-	-
未収委託者報酬	25,246	-	-	-
未収運用受託報酬	5,933	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	19,900	-	-	-
合計	98,136	-	-	-

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2018年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2018年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2018年3月31日)

該当事項はありません。

4. その他有価証券(2018年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	22,600	22,600	-
小計	22,600	22,600	-
合計	22,600	22,600	-

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2019年3月31日)

該当事項はありません。

4. その他有価証券(2019年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			

譲渡性預金	19,900	19,900	-
小計	19,900	19,900	-
合計	19,900	19,900	-

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	19,546 百万円
勤務費用	929
利息費用	167
数理計算上の差異の発生額	1,415
退職給付の支払額	△660
その他	0
退職給付債務の期末残高	21,398
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	16,572 百万円
期待運用収益	414
数理計算上の差異の発生額	395
事業主からの拠出額	510
退職給付の支払額	△518
年金資産の期末残高	17,373
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	18,163 百万円
年金資産	△17,373
	790
非積立型制度の退職給付債務	3,235
未積立退職給付債務	4,025
未認識数理計算上の差異	△3,768
未認識過去勤務費用	331
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588
退職給付引当金	2,938
前払年金費用	△2,350
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	929 百万円
利息費用	167
期待運用収益	△414
数理計算上の差異の費用処理額	244
過去勤務費用の費用処理額	△40
確定給付制度に係る退職給付費用	887

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、195百万円でした。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,398 百万円
勤務費用	951
利息費用	179
数理計算上の差異の発生額	1,672
退職給付の支払額	△737
過去勤務費用の発生額	71
その他	15
退職給付債務の期末残高	23,551

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,373 百万円
期待運用収益	434
数理計算上の差異の発生額	△241
事業主からの拠出額	483
退職給付の支払額	△579
年金資産の期末残高	17,469

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金

及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	20,181 百万円
年金資産	△17,469
	2,712
非積立型制度の退職給付債務	3,369
未積立退職給付債務	6,082
未認識数理計算上の差異	△5,084
未認識過去勤務費用	220
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218

退職給付引当金	3,219
前払年金費用	△2,001
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	951 百万円
利息費用	179
期待運用収益	△434
数理計算上の差異の費用処理額	598
過去勤務費用の費用処理額	△38
確定給付制度に係る退職給付費用	1,255

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	0.7%
退職一時金制度の割引率	0.4%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

◇ 税効果会計関係

前事業年度末 (2018年3月31日)	当事業年度末 (2019年3月31日)
------------------------	------------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,434	賞与引当金	1,175
退職給付引当金	910	退職給付引当金	998
投資有価証券評価減	417	投資有価証券評価減	708
未払事業税	409	未払事業税	288
投資損失引当金	-	投資損失引当金	219
ゴルフ会員権評価減	207	ゴルフ会員権評価減	192
時効後支払損引当金	169	時効後支払損引当金	172
減価償却超過額	171	減価償却超過額	171
子会社株式売却損	148	子会社株式売却損	148
未払社会保険料	107	未払社会保険料	82
その他	566	その他	466
繰延税金資産小計	4,543	繰延税金資産小計	4,625
評価性引当額	△735	評価性引当額	△1,295
繰延税金資産合計	3,808	繰延税金資産合計	3,329
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	5	その他有価証券評価差額金	15
前払年金費用	728	前払年金費用	620
繰延税金負債合計	733	繰延税金負債合計	635
繰延税金資産の純額	3,074	繰延税金資産の純額	2,694
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.6%
タックスヘイブン税制	1.8%	タックスヘイブン税制	2.6%
外国税額控除	△0.2%	外国税額控除	△0.6%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.3%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.3%
その他	△0.4%	その他	1.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入 (*1)	3,000	短期借入金	-
							資金の返済	3,000		
							借入金利息の支払	2	未払費用	-

(イ) 子会社等
該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*2）	37,482	未払手数料	6,691

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

（*1） 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

（*2） 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入 (*1)	3,000	短期借入金	-
							資金の返済	3,000		
							借入金利息の支払	1	未払費用	-

(イ) 子会社等

該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*2）	34,646	未払手数料	6,410

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

（*1） 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

（*2） 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
1株当たり純資産額	16,714円33銭	1株当たり純資産額	16,882円89銭
1株当たり当期純利益	4,822円68銭	1株当たり当期純利益	4,984円30銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	24,840百万円	損益計算書上の当期純利益	25,672百万円
普通株式に係る当期純利益	24,840百万円	普通株式に係る当期純利益	25,672百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

*2019年6月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
-------	-----------------------	----------

野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
----------	-----------	---------------------------------

＊2019年6月末現在

(3)投資顧問会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)	£ 4,744,391	英国の1986年金融サービス業法に基づき英国金融サービス庁に登録された当該法律の定める範囲内で行う投資顧問業およびそれに付随する一切の業務を営んでいます。
NOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC. (ノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インク)	US\$37,934,529	米国の1940年投資顧問法に基づき合衆国証券取引委員会(SEC)に登録された当該法律の定める範囲内で行う投資顧問業およびそれに付随する一切の業務を営んでいます。

＊2019年6月末現在

2【関係業務の概要】

(1)受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2)販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないません。

(3)投資顧問会社

委託会社から各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）の運用の指図に関する権限の一部委託を受け、信託財産の運用の指図を行ないます。

3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1)受託者

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(3)投資顧問会社

委託会社と投資顧問会社の主な資本関係は次の通りです。

委託会社は、NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)の株式の100.0%を所有しています。

委託会社は、NOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC. (ノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.イ

ンク)の株式の100.0%を所有しています。

第3【その他】

- (1)目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。
- (2)目論見書の巻末に約款を掲載する場合があります。
- (3)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
- (6)目論見書の表紙裏等にインターネットホームページに加え、他のインターネットのアドレス(当該アドレスをコード化した図形等も含む)も掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載する場合があります。
- (7)目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。
- (8)目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載する場合があります。

独立監査人の監査報告書

2019年6月5日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀井純子
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻井雄一郎
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津村健二郎
--------------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第60期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2019年8月14日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

亀 井 純 子

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊 藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村世界業種別投資シリーズ（世界金融株投資）の2018年6月29日から2019年6月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村世界業種別投資シリーズ（世界金融株投資）の2019年6月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2019年8月14日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

亀 井 純 子

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊 藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村世界業種別投資シリーズ（世界半導体株投資）の2018年6月29日から2019年6月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村世界業種別投資シリーズ（世界半導体株投資）の2019年6月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2019年8月14日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

亀 井 純 子

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊 藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村世界業種別投資シリーズ（世界資源株投資）の2018年6月29日から2019年6月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村世界業種別投資シリーズ（世界資源株投資）の2019年6月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2019年8月14日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

亀 井 純 子

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊 藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村世界業種別投資シリーズ（世界ヘルスケア株投資）の2018年6月29日から2019年6月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村世界業種別投資シリーズ（世界ヘルスケア株投資）の2019年6月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2019年8月14日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

亀 井 純 子

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊 藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村世界業種別投資シリーズ（マネープール・ファンド）の2018年6月29日から2019年6月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村世界業種別投資シリーズ（マネープール・ファンド）の2019年6月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。